

# トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会

---

令和8年9月14日(月)

9月の担当：東北運輸局

| タイトル                         | 登壇者                                                                                                    | 時間  |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 開会のご案内                     | ・ トラック・物流Gメンアシスタント事務局                                                                                  | 3分  |
| 2 国土交通省からのお知らせ               | ・ 左近司 昂樹<br>国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課                                                                      | 5分  |
| 3 特定事業者における<br>中長期計画の記載例と注意点 | ・ 堀田 皓一<br>国土交通省 物流・自動車局 物流政策課                                                                         | 40分 |
| 4 荷主企業による事例紹介                | ・ 植田 祐一 様<br>川崎重工業株式会社 調達本部 物流部<br>・ 西尾 朗満 様<br>川崎重工業株式会社エネルギーソリューション&マリンカンパニー 船舶海洋ディビジョン コストエンジニアリング部 | 50分 |
| 5 法制度に関するQ&A                 | ・ 渡邊 哲朗<br>国土交通省 東北運輸局 自動車交通部 貨物課                                                                      | 10分 |
| 6 閉会のご案内                     | ・ トラック・物流Gメンアシスタント事務局                                                                                  | 2分  |

# 開会のご案内

本説明会は、以下について、  
制度・支援策の周知と関係者間の理解促進を目的としています。

1

## 物流2024年問題の背景・政策

(ドライバーの残業上限規制や働き方改革等がなぜ必要なのか、背景と実施政策を説明)

2

## 国交省、関係省庁からのトピック

(各省報道発表関係資料から参加者の関心に合う情報を提供)

3

## 参加者の問題意識、取組みについて共有

(参考になる同種事業者の好事例、失敗例も紹介)

4

## 物流効率化に向けた取組み事例紹介

5

## トラック・物流Gメンの活動について

# 国土交通省からのお知らせ・ご案内 最近のトピック(国土交通省報道発表等)

# 最近のトピック一覧(オンライン説明会9月期)

| NO | 掲示日       | トピックのタイトル                                                              | URL                                                                                                                                                                           | コード                                                                                   |
|----|-----------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 令和8年8月24日 | 第2回「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を開催します<br>～関係者へのヒアリングを実施～                        | <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000359.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000359.html</a>                                       |    |
| 2  | 令和8年8月26日 | 「標準的運賃」に係る実態調査結果の公表<br>～「標準的運賃」の浸透・活用状況等について調査を実施～                     | <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000361.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000361.html</a>                                       |    |
| 3  | 令和8年8月31日 | 忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検 点検整備やらないと<br>～9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です～         | <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000364.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000364.html</a>                                       |    |
| 4  | 令和8年8月25日 | 国土交通省「自動運転トラック実装支援事業費補助金」における二次<br>公募結果の公表について                         | <a href="https://www.pwc.com/jp/ja/newsroom/2026/autonomous-truck-investigation2608.html">https://www.pwc.com/jp/ja/newsroom/2026/autonomous-truck-investigation2608.html</a> |    |
| 5  | 令和8年8月26日 | 中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金（荷役等の効率化<br>に向けた「標準仕様パレット」の利用促進支援事業）の4次公募につ<br>いて | <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001038.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001038.html</a>                                       |  |
| 6  | 令和8年8月31日 | 令和8年度自賠責制度広報・啓発活動の実施について<br>～あなたの自賠責が、みんなの交通社会を支えている。～                 | <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000773.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000773.html</a>                                       |  |

## 概 要

- 令和7年6月に成立・公布した貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）及び貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和7年法律第61号）により、トラック運送事業者が自ら貨物を運ぶときや、他のトラック運送事業者等に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないようにすることとされ、本規定については、同法の公布から3年以内に施行することとされているところ。
- これを受け、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の行政機関、学識経験者、関係団体等を構成員とする「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を立ち上げ、「適正原価」の適切な設定に向けた論点整理と方向性について、議論を行う。

## 構 成 員

### 委員

#### 【学識経験者】

- ・山内 弘隆 一橋大学名誉教授（座長）
- ・大島 弘明 流通経済大学流通情報学部教授
- ・首藤 若菜 立教大学経済学部教授
- ・西成 活裕 東京大学大学院工学系研究科教授
- ・二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授
- ・矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部教授

#### 【行政】

- ・原田 修吾 国土交通省大臣官房総括審議官兼物流統括調整官
- ・奈良 和美 国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車）
- ・高橋 一郎 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長
- ・浅井 俊隆 経済産業省大臣官房審議官（商務・サービス担当）

### 専門委員

- ・（公社）全日本トラック協会
- ・全日本運輸産業労働組合連合会
- ・全国交通運輸労働組合総連合

### オブザーバー

#### 【行政】

- ・吉川 泰宇 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
- ・川口 俊徳 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・小高 篤志 中小企業庁事業環境部取引課長

#### 【関係団体】

- ・（公社）全国通運連盟
- ・（一社）日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
- ・全国農業協同組合中央会

## 今後の進め方（想定）

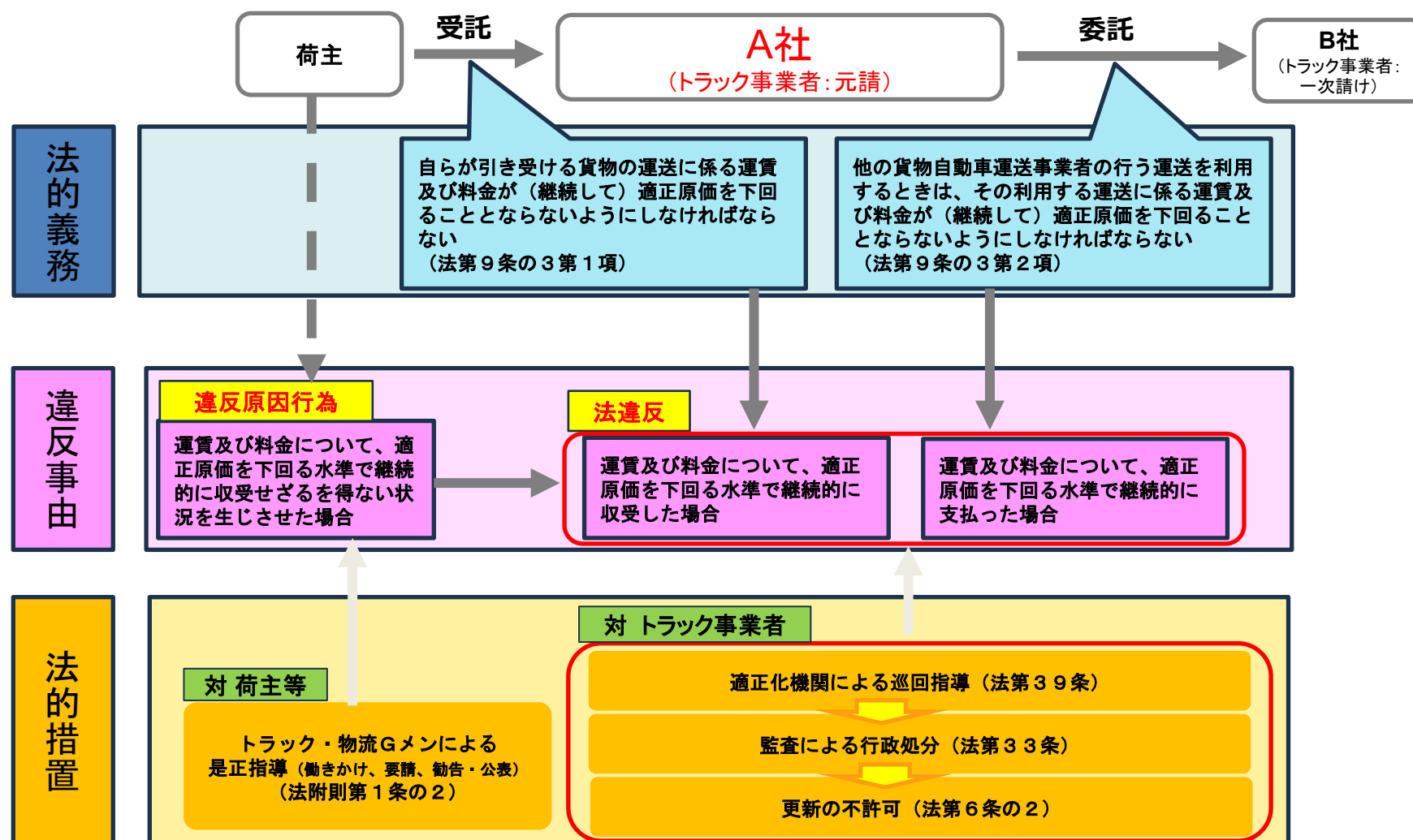
- 第1回検討会を7月17日に開催。その後は月1回の頻度で関係者ヒアリングや論点整理等を行い、年内を目途に提言とりまとめ。
- 提言を踏まえ、物流政策推進会議、運輸審議会を経て、「適正原価」を告示

## 提言のイメージ

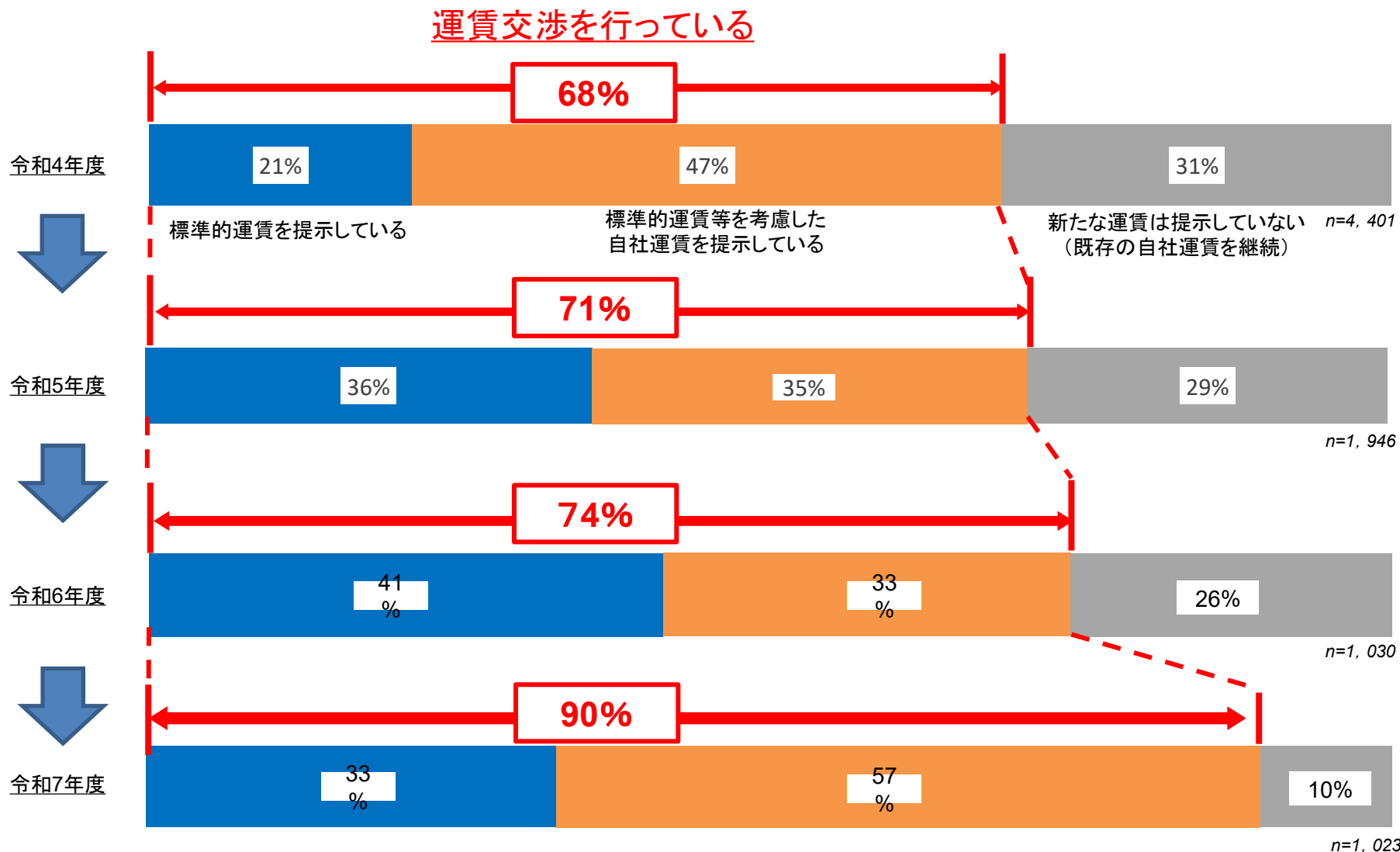
- ・「適正原価」に関する基本的な考え方（適正原価の目的、定義・位置付けや制度設計等）
- ・「適正原価」の構成要素及び算出の枠組み
- ※「適正原価」の具体的な金額については議論しないことを想定

# No.1 「適正原価」に関する規定の全体像

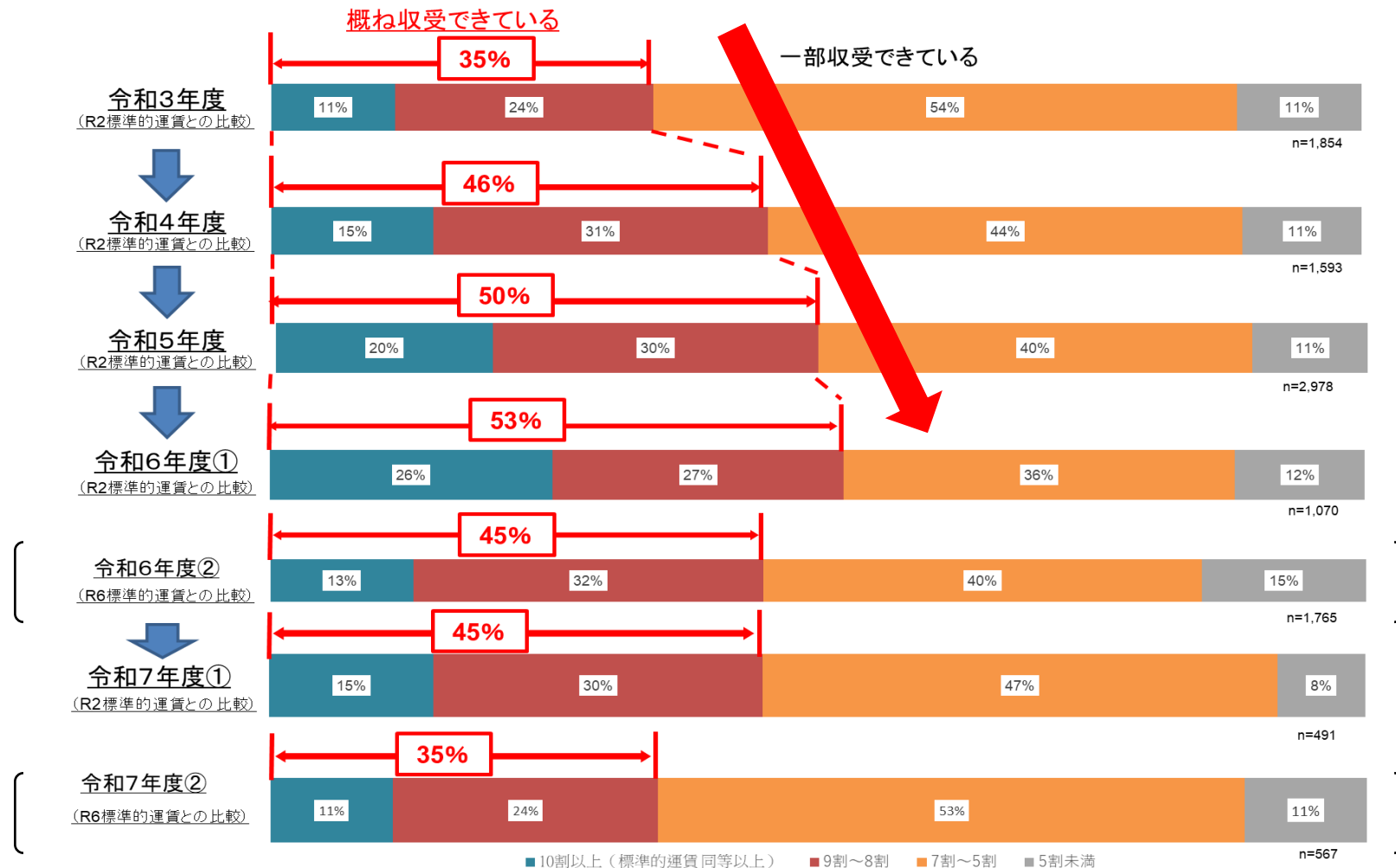
- トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を下回らないことを確保しなければならない。
- 一般貨物自動車運送事業者であるA社に着目した場合における法的義務や違反時の法的措置等は以下のとおり。



○ 運賃交渉を行っている事業者の割合は、近年微増してきたが、令和7年度は90%となり、前年度より16%増加した。



- 「標準的運賃」と実際に収受できた運賃との乖離率を調査
- 令和2年に告示した「標準的運賃」と比較した場合、「概ね収受できている」割合は増加傾向にあったが、令和7年度はやや減少している。



※令和7年度調査はサンプル数が過去調査と比較して少ないことに加え、回答者の属性（地域構成等）が令和6年度と大きく異なっていたことから、結果の解釈および過去調査との単純な比較には一定の留保が必要である。

## 自動車点検整備推進運動

- 自動車ユーザーに適切な点検整備の実施の必要性を理解してもらうため、国土交通省と自動車関係31団体で構成する「点検整備推進協議会」及び自動車関係15団体で構成する「大型車の車輪脱落事故防止に係る連絡会」が中心となって「**自動車点検整備推進運動**」を実施。
- **全国統一強化月間(9月)**に加えて**地域独自強化月間(R8年度は全地域で10月)**を設定し、点検整備の必要性や重要性、大型自動車に関する適切な点検整備の実施方法等の啓発を重点的に実施。

### 具体的な取り組み

#### 点検整備の必要性や重要性の啓発

- 女性や10代～30代の若者世代の自動車ユーザーに重点を置き、点検整備の必要性や重要性を啓発。
  - ・ ポスター・チラシ、SNS等を活用して幅広く広報を実施
  - ・ 地域の特色を生かしたイベント等の開催
  - ・ 点検整備実技講習や無料点検等を実施



#### 大型自動車に関する適切な点検整備の実施方法の啓発

- 大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故等の防止のため、ホイールの取付け状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検等を実施。
- 大型車ユーザーへの、ブレーキ等の安全上重要な装置の点検整備をはじめとした整備管理業務の徹底。
- 大型車に特化したチラシ等を用いて、点検整備実施を啓発。



#### 地域の実情等に即した広報・啓発

- 運輸局・運輸支局及び地方関係団体と連携し、地方の点検整備に係る課題解消に向けた取り組みを実施。

## 事業目的

- 高速道路におけるレベル4自動運転トラックを活用した貨物運送について、輸送効率を向上させるための1対多の遠隔監視等の実証経費や2026年度以降の早期の社会実装に向けた初年度の運行経費の一部を支援する。

## 事業概要

- 自動運転トラックを活用した貨物輸送の早期実装に向けた取組について、トラック事業者等が負担する経費の一部を支援。

## ＜対象事業のイメージ＞

- 物流拠点間の幹線道路における自動運転トラック（セミトレーラ、ダブル連結トラック等を含む）によるピストン輸送
- 自動運転トラックが鉄道・港湾・空港等に取り入れる際の混在交通（地上作業員など）への対応や自動荷役機器等との連携
- 自動運転トラックの活用にあずかる物流拠点の整備・最適化 等

## ＜対象事業者＞

- トラック事業者、自動運転関連事業者 等

## ＜補助対象経費＞

- 自動運転車両の導入経費：車両購入費・部品費・架装費 等
- 物流拠点整備・改修費用：駐車スペース、トラックバースの造成・舗装 等
- 物流システム構築・改修費：1対多運行、混在交通、自動荷役機器等との連携に対応した運行システム等の構築・改修経費 等
- **早期の社会実装に向けた初年度の運行経費**

## ＜補助率等＞

- 補助率1/2以内



中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金 補助金交付のお知らせ

標準仕様パレットを導入・活用し  
**ユニットロード化**や**一貫パレチゼーション**  
 に取り組む事業者の方へ

4次公募

補助金  
**補助率 1/2** (上限あり)  
 事業A: 荷役等の効率化500万  
 事業B: 物流効率化の取組1000万  
 までの交付となります。  
 ※詳しくは公募要領をご確認ください。

## 事業イメージ

標準仕様パレット (レンタルT11型)

標準仕様パレットを用いた一貫パレチゼーションや、効果的な活用を回す事業者に対して、パレタイザーやフォークリフトなど、荷役機器等の導入を支援し効率的な荷役等を推進するための補助事業です。



## 補助対象機器例

※本図および記載機器はいずれも一例です



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください。

標準仕様パレット利用促進事業事務局

H P : <https://pacific-hojo.com/pallet/>

TEL : 050-5482-3523 【受付時間】平日10:00~17:00(土日祝日を除く)



## 補助対象・補助要件となる設備

標準仕様パレットの導入による、ユニットロード化や一貫パレチゼーション、荷役等の効率化等の取組に必要な設備・機器の導入費用、既存設備の改修費用、現有自社パレットの処分費用が補助対象となります。※パレットのレンタル費用は補助対象外です。

対象事業者 物流事業者・倉庫業者・荷主など

## 事業A : 【荷役作業効率化の取組】

| 設備                    | 要件                                                                                                   |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 標準仕様パレットの導入に伴う搬送設備等 | ・標準仕様パレットを運搬・荷役する設備※<br>【搬送設備例】<br>パレタイザー、ラック、ハンドリフト、フォークリフト<br>パレットローラー、垂直搬送機、フィルム包装機<br>輸送・保管ボックス等 |
| ② 現有自社パレット            | ・標準仕様パレット導入にあたって不要となった既存のパレットの処分費用                                                                   |

## 事業B : 【物流効率化の取組】

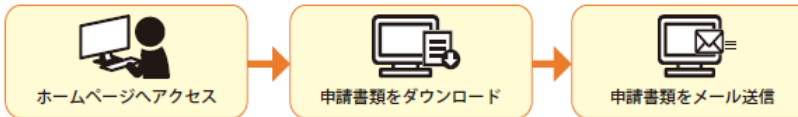
| 設備                        | 要件                                                                                                                             |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 標準仕様パレットの効率的な利用にかかる機器・設備等 | ・標準仕様パレットの効率的な管理を行う機器・設備※<br>【機器・設備例】<br>RFID、バーコード、二次元バーコード、三次元バーコード<br>カメレオンバーコード、カラーバーコード、ラベル<br>入庫管理ゲート、ハンドスキャナー、カメラ、アンテナ等 |

※【搬送設備例】、および【機器・設備例】に列挙したもの以外でも、標準仕様パレットの導入に伴う設備、効率的な管理に伴う機器・設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※申請する事業により対象設備・要件の詳細は公募要領をご確認ください。

## 申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



## 申請受付期間

申請受付開始

令和8年8月26日(水) 14:00~

申請受付終了

令和8年10月2日(金) 16:00



- 関係機関へのポスター・リーフレットの配布やデジタル広告・屋外広告、SNS等多様な媒体を活用し、引き続き自賠責保険加入促進活動を実施予定。

### ● 警察と連携した取組(令和8年7月～)

- ・警察と連携した街頭取締り及び利用者に対し自動車損害賠償責任保険・共済の促進等を目的としたキャンペーンを引き続き実施予定。
- ・教習所や免許センター、二輪販売店等へのリーフレットの配布拡充を予定。



<街頭取締の様子>

### ● 屋外広告、デジタル広告等を活用した周知(夏・秋頃)

- ・新たにポスター・リーフレットを作成し、関係機関(販売店、免許センター、教習所、高等教育機関など)への配布、屋外広告等を実施予定。

→特に、モペットや電動キックボード等の利用が多い若年層への更なる周知を図るべく、大学等へのアプローチの拡充や屋外広告の範囲拡大を予定。



<屋外広告イメージ>

- ・令和6年度末に作成した加入促進動画を引き続き活用し、Youtubeでの配信やデジタル広告、シネアド、イベント等での周知を実施予定。

→動画配信サービスへの広告掲載、X(旧Twitter)へのバナー広告出稿など、様々な広報媒体を通じて、更なる自賠責制度の理解促進に努める。

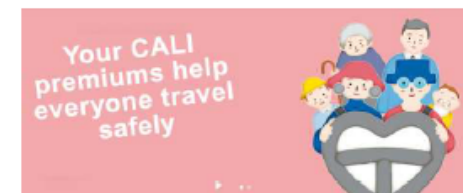


<加入促進動画>

### ● 外国人への周知強化(令和8年5月～)

- ・在留外国人受入機関と連携したヒアリングの実施や、在留外国人に対する効果的な広報手法の検討、多言語版のポスター・リーフレットの作成や外国人向けの自賠責制度に関する案内動画の制作を実施予定。

→自治体や技能実習団体等へのヒアリングの実施、動画コンテンツの制作・活用など、多様な広報媒体による情報発信の充実を図り、在留外国人に対する自賠責制度の理解促進に努める。



<多言語版ポータルサイト>

# 特定事業者における 中長期計画の記載例と注意点

- I. 物流効率化法の施行の状況
- II. 調査・公表等について
- III. 中長期計画の記載例について
- IV. 電子システムにおける中長期計画の提出方法と注意点

## 1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

一部を除き令和7年4月1日施行

【物流効率化法】

- **荷主※、物流事業者**に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、措置について国が**判断基準**を策定。

※ 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。

【荷主等が取り組むべき措置の例】  
＜パレットの導入＞



非効率な荷役作業



荷役等時間の短縮



- 上記の取組状況について、国が**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 一定規模以上の「特定事業者」に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告等**を**義務付け**、取組状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。(R8.4.1施行)
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。(R8.4.1施行)

## 2. トラック事業者の取引に対する規制措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- **運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価等について記載した**書面による交付等**を**義務付け**。
- **元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

## 3. 軽トラック事業者に対する規制措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

# 改正物流効率化法の規制措置のポイント（1年目施行分）

令和7年4月1日施行

（公布日：令和6年5月15日）

## トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた基本方針のポイント

○**令和10年度まで**に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、**以下の目標の達成**を目指す。

- ① 全国のトラック輸送のうち **5割の運行で荷待ち・荷役等時間を1時間短縮**し、**ドライバー1人当たり年間125時間の短縮**
- ② 全国のトラック輸送のうち **5割の車両で積載効率50%**を目指し、**全体の車両で44%への増加**を実現

## 荷主・物流事業者の努力義務・判断基準等のポイント

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準**を策定。

### ① 積載効率の向上等

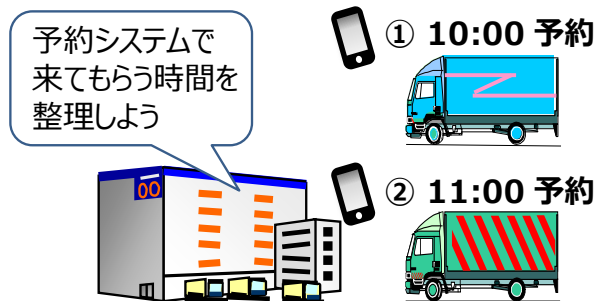
- ・複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

### ② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

### ③ 荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送用器具の導入による 荷役等の効率化
- ・商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

○上記①～③の取組状況について、国が判断基準に基づき、**指導・助言、調査・公表**を実施。

# 改正物流効率化法の規制措置のポイント（２年目施行分）

令和８年４月１日施行

（公布日：令和６年５月15日）

## 特定事業者の指定基準等のポイント

○全体への寄与度がより高い**大手の事業者が指定**されるよう、以下の**指定基準値を超える事業者を「特定事業者」として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**、実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

### ＜特定事業者の指定基準値＞

#### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
（上位3,200社程度）

#### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
（上位790社程度）

#### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
（上位70社程度）

### ＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

#### 中長期計画

- （１）実施する措置
- （２）実施する措置の具体的な内容・目標等
- （３）実施時期 等

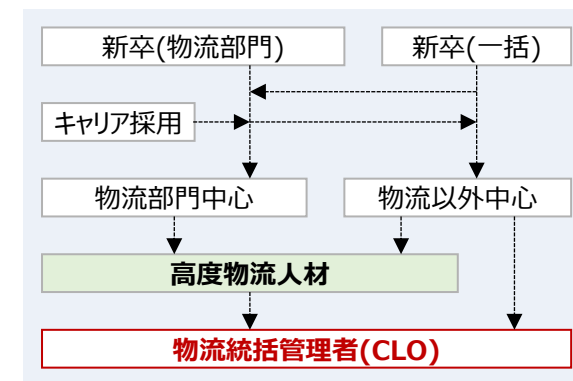
#### 定期報告

- （１）事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- （２）判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- （３）荷待ち時間等の状況【荷主等】

○特定事業者のうち**荷主・連鎖化事業者**には、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある**役員等の経営幹部**から、以下の業務を統括管理する**物流統括管理者（CLO※）の選任を義務付け**。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

※Chief Logistics officer



物流統括管理者のキャリアパス（イメージ）

# 改正物流効率化法の今後のスケジュール（想定）

令和8年4月1日  
(2026年)

## 改正物流効率化法の全面施行

特定事業者の指定  
中長期計画の提出・定期報告  
物流統括管理者（CLO）の選任 等

→定期報告に向け、実施状況把握、荷待ち時間等の計測

令和8年5月末

## 特定事業者の届出～指定手続

→荷主は、指定後速やかに物流統括管理者の選任届出

——現在——

令和8年10月末※

## 中長期計画の提出

※初年度のみ。2027年度以降は7月末〆

令和8年秋頃（想定）

## 判断基準に関する調査等の実施

(2027年)  
令和9年7月末

## 定期報告の提出

# 特定事業者の指定状況

- 物流効率化法に基づき、一定規模以上の荷主・トラック事業者・倉庫業者から届出を受け付け、各所管大臣において特定事業者として指定。
- 8月27日時点の指定件数は以下のとおり。

|        | 荷主・連鎖化事業者<br>※取扱貨物量9万トン以上<br>(事前想定：3,200社程度)                                                 | トラック事業者<br>※トラック保有台数150台以上<br>(事前想定：790社程度) | 倉庫業者<br>※保管量70万トン以上<br>(事前想定：70社程度) |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------|
| 指定業者件数 | 3,257社<br>第1種（発荷主）1,792社<br>第2種（着荷主）1,446社<br>連鎖化 19社<br><br>※第1種・第2種・連鎖化の重複を除いた実事業者数は2,142社 | 877社                                        | 56社                                 |

## 特定事業者の公表

- 物流効率化法ポータルサイトや国交省HPにて、特定事業者のリストを8月末に公表したところ。  
（8月27日時点までに指定した事業者）
- 今後追加で指定された事業者についても、随時公表する予定。



## 特定事業者の指定

## 特定事業者の指定について

★特定事業者の指定に係る届出・各種計画等の提出はこちらから★

法第37条【貨物自動車運送事業者等】、45条【荷主】、55条【倉庫】、64条【連鎖化事業者】

一定規模以上の特定事業者は、「特定荷主」「特定連鎖化事業者」「特定貨物自動車運送事業者等」「特定倉庫業者」として指定され、中長期的な計画の作成、物流統括管理者の選任（特定荷主及び特定連鎖化事業者のみ）、定期の報告等が義務付けられます。また、努力義務について判断基準に照らし実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施することとされています。

各事業者とも、前年度の取扱貨物の重量（第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者）、輸送能力（貨物自動車運送事業者等）、保管量（倉庫業者）が指定基準値以上であるときは、事業所管大臣に届け出なければなりません。

一度届出を行い、指定されたのち、翌年度以降引き続き指定基準値以上に該当するときは、翌年度以降の届出は不要です。

また、指定基準値を下回り、再び基準値以上となることがないと明らかに認められるときは、指定の取消しの申出をすることができます。

特定事業者として指定された事業者の一覧は以下のとおりです（7月29日時点）。

- 特定第一種荷主 
- 特定第二種荷主 
- 特定運輸化事業者等 
- 特定貨物自動車運送事業者等 
- 特定倉庫業者 

なお、今後指定された事業者についても、随時公表します。

| 特定第一種荷主      |      | 令和8年7月29日時点 |
|--------------|------|-------------|
| 業種名          | 事業者名 | 主たる事業の所在地   |
| 農業、林業        |      | 岩手県         |
| 農業、林業        |      | 岩手県         |
| 農業、林業        |      | 茨城県         |
| 農業、林業        |      | 群馬県         |
| 農業、林業        |      | 東京都         |
| 農業、林業        |      | 神奈川県        |
| 農業、林業        |      | 新潟県         |
| 農業、林業        |      | 長野県         |
| 農業、林業        |      | 岐阜県         |
| 農業、林業        |      | 愛知県         |
| 農業、林業        |      | 広島県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 山形県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 福島県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 福島県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 栃木県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 東京都         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 静岡県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 静岡県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 愛知県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 三重県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 滋賀県         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 |      | 大阪府         |

# ポータルサイト・法律概要説明動画等について

- 『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、説明会等の情報に加えて、
- ・荷主・連鎖化事業者の判断基準等について、取り組むべき事項をより詳細に記載した「解説書」
  - ・取り組むべき事項について優良事例を集めた「取組事例集」
  - ・様々な物流パターンごとにどの事業者が荷主に該当するかを整理した、荷主の「パターン集」
  - ・特定荷主が行う必要のある手続き等をまとめた「特定荷主の手引き」
- などの物流効率化に資する情報を発信しております。

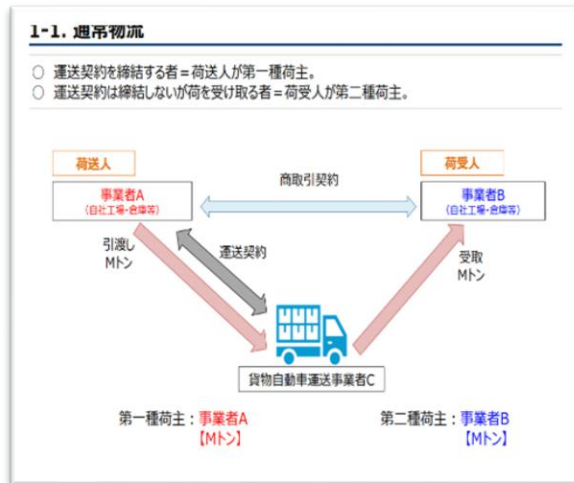
○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト <https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

○加えて、**YouTubeに法律の概要を説明した動画を公表**していますので是非ご参照ください。

- ・【5分版】<https://www.youtube.com/watch?v=Tnw9GTEHsf0>
- ・【60秒版】<https://www.youtube.com/watch?v=nzJMdVQcQoQ>
- ・【30秒版】<https://www.youtube.com/watch?v=uGpkVKiiSvc>



ポータルサイト



パターン集



法律概要説明動画

- I. 物流効率化法の施行の状況
- II. 調査・公表等について
- III. 中長期計画の記載例について
- IV. 電子システムにおける中長期計画の提出方法と注意点

# 令和7年度 物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査概要

## 調査の目的

- **物流効率化法<sup>1</sup>**では、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けて、必要があると認めるときは、**荷主・物流事業者の努力義務に係る取組の例を示した判断基準について調査・公表を行う**旨が規定されている（法第71条）。
- これを踏まえ、**荷主・物流事業者における積載効率の向上等や荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保**に向けた**取組状況を調査**し、その**結果を公表**することで、**取組を促すとともに指導・助言等の今後の参考**とする。

## 調査の概要

### <対象・回答数>

#### **荷主・連鎖化事業者**

約1,600社

#### **トラック事業者**

約6,300社

#### **倉庫業者**

約1,000社

### <調査項目>

- 積載効率の向上、荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた取組状況

- 積載効率の向上、実効性の確保に向けた取組状況
- 主要な取引先の荷主等の取組状況・事例・要望

- 荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた取組状況
- 主要な取引先の荷主等の取組状況・事例・要望

### <調査方法>

荷主・物流事業者に対し、案内はがきの送付、関係する業界団体からの通知により調査協力を依頼し、Webアンケートにて回答を集計。

### <調査期間>

- ・トラック事業者：令和7年11月25日～令和7年12月24日まで
- ・その他：令和7年12月22日～令和8年1月31日まで（令和8年3月25日まで追加調査を実施）

1 物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）

2 物流効率化法に基づき、荷主・物流事業者等に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課しており、当該措置について国が判断基準を策定。

# 調査結果（積載率効率の向上等・実効性の確保）

○ 判断基準で各主体が取り組むべきこととされる、積載効率の向上等や荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた項目について実施していると回答のあった者の割合をまとめると、以下のとおり。

| 判断基準を踏まえた取組                      |     |         |      |
|----------------------------------|-----|---------|------|
| 積載率効率の向上等                        | 荷主  | トラック事業者 | 倉庫業者 |
| (1) リードタイムの確保                    | 85% | -       | -    |
| (2) 貨物の出入荷量の適正化                  | 84% | -       | -    |
| (3) 配車計画・運行経路の最適化                | 44% | -       | -    |
| (4) 関係部門間の連携の促進                  | 83% | -       | -    |
| (5) 取引先企業の協議の申出への協力              | 84% | -       | -    |
| (6) 複数の荷主の貨物の積合せ等による輸送網の集約       | -   | 54%     | -    |
| (7) 荷主等との協議による配送の共同化             | -   | 47%     | -    |
| (8) 復荷(帰り荷)の確保                   | -   | 65%     | -    |
| (9) 配車システムの導入等による配車計画・運行経路の最適化   | -   | 46%     | -    |
| (10) 大型車両の導入等による運送ごとの貨物の重量の増加    | -   | 64%     | -    |
| 荷待ち時間の短縮                         | 荷主  | トラック事業者 | 倉庫業者 |
| (1) 貨物の受渡し日時の分散                  | 80% | -       | 69%  |
| (2) バース予約システムの導入                 | 24% | -       | 17%  |
| (3) バース予約システム以外の方法でのトラックの到着日時の調整 | 60% | -       | 53%  |
| (4) 寄託先施設における出庫までのリードタイムの確保      | 60% | -       | -    |

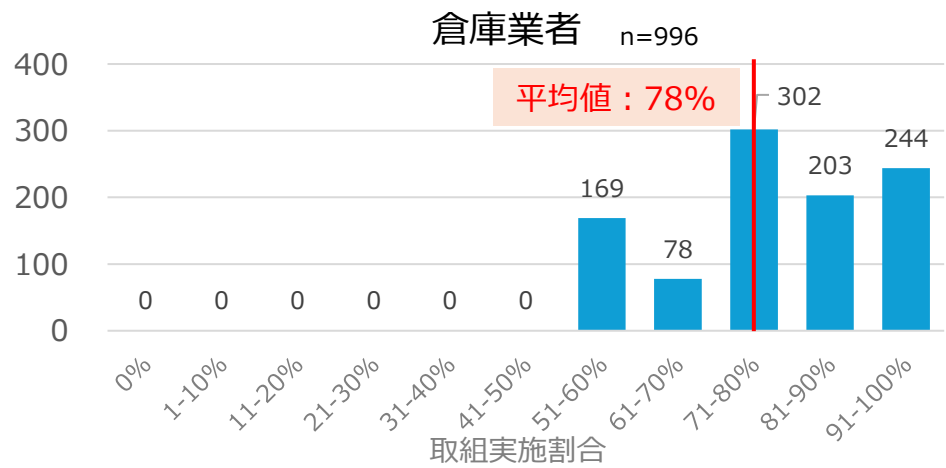
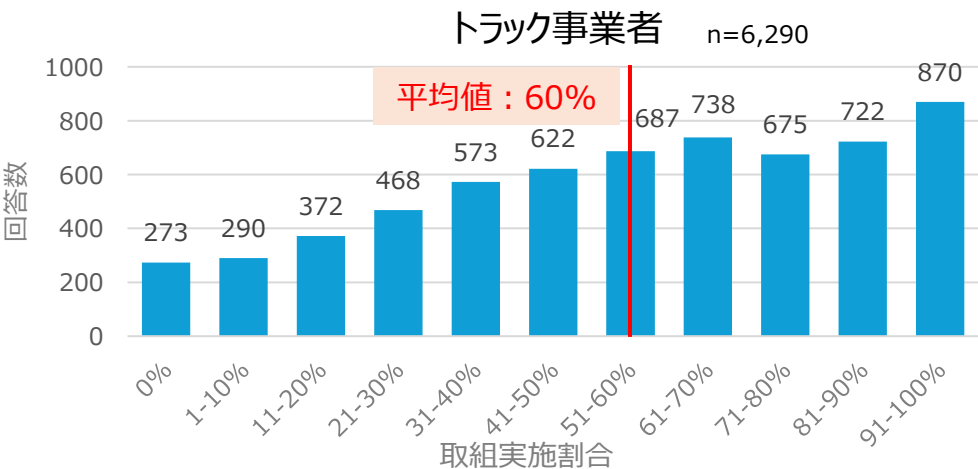
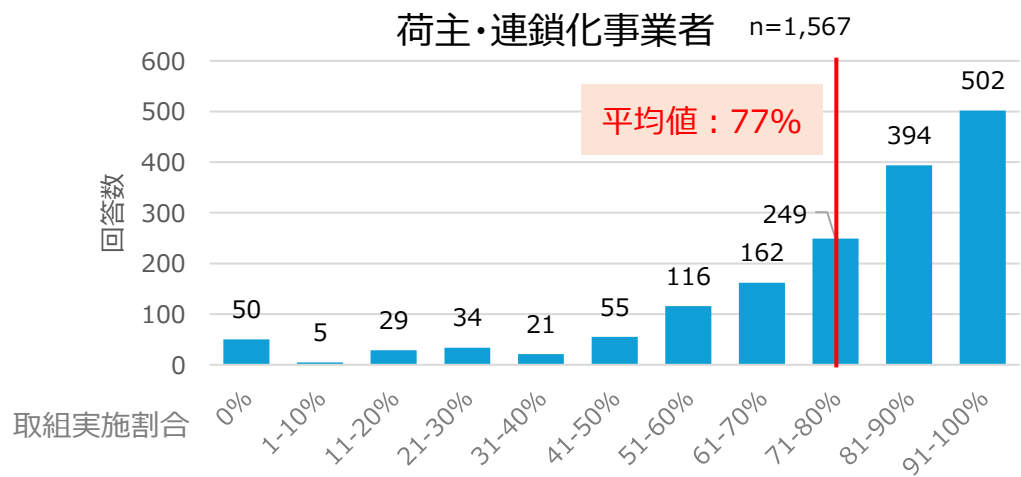
# 調査結果（荷待ち時間・荷役等時間の短縮）

| 判断基準を踏まえた取組                             |     |         |      |
|-----------------------------------------|-----|---------|------|
| 荷役等時間の短縮                                | 荷主  | トラック事業者 | 倉庫業者 |
| (1) パレットの使用                             | 74% | -       | -    |
| (2) 標準仕様パレット(いわゆるT11型)の使用               | 61% | -       | -    |
| (3) フォークリフトや人員の適切な配置等による荷役等の効率化         | 81% | -       | 76%  |
| (4) 検品の効率化                              | 58% | -       | 34%  |
| (5) 貨物量に応じたバースの適正な確保等による荷役環境の整備         | 67% | -       | 62%  |
| (6) 貨物の搬出入に係るマニュアルの整備・周知等               | -   | -       | 75%  |
| 実効性の確保                                  | 荷主  | トラック事業者 | 倉庫業者 |
| (1) 物流効率化の取組に関する責任者の選任                  | 61% | -       | 63%  |
| (2) 従業員に対する物流効率化に関する研修                  | 54% | -       | 60%  |
| (3) 物流効率化に向けた取組状況・効果の適切な把握              | 78% | 86%     | 83%  |
| (4) 寄託先（又は荷主）への物流効率化の取組の提案等             | 78% | 65%     | 73%  |
| (5) データの標準化等による多様な主体との連携の円滑化            | 65% | 57%     | 64%  |
| (6) 物流サービスの内容等に応じた価格設定による貨物の運送に関する費用の把握 | 75% | -       | -    |
| (7) 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携・協力            | 70% | 64%     | 60%  |
| (8) テールゲートリフターの導入等による運転者の負荷低減への配慮       | -   | 51%     | -    |
| (9) 無人搬送車の導入等による作業の自動化                  | -   | -       | 12%  |

※ 荷役等時間：運転者が荷役等を開始した時刻から終了した時刻まで

# 調査結果（実施状況の把握）

- 物流効率化の判断基準を踏まえた取組について各事業者が実施していると回答した項目数の割合を各種別毎にまとめると、以下のとおり。
- トラック事業者は取組実施状況にばらつきが見られる一方、荷主・連鎖化事業者、倉庫業者については、半数を超える取組を実施している事業者が大半である。特に、倉庫業者については、調査対象となった全ての事業者が半分以上の項目に取り組んでいる。



# 調査結果（実施率の高い取組）

○ 判断基準で定める各取組の項目のうち、実施している割合が**8割以上**のものは以下のとおり。

## 荷主

### 積載効率向上

積合せや帰り荷の確保等を行うための時間確保（85%） n=1,223（第一種荷主）



貨物の出入荷量の適正化（84%） n=1,256（第一種荷主・連鎖化事業者）



関係部門間の連携の促進（83%） n=2,123（第一種荷主・第二種荷主・連鎖化事業者）

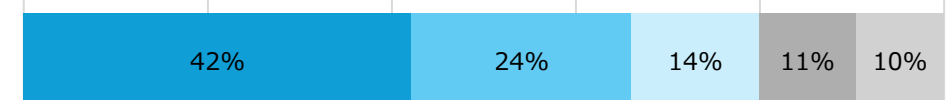


取引先企業の協議の申出への協力（84%） n=900（第二種荷主・連鎖化事業者）



### 荷待ち時間の短縮

貨物の受渡し日時の分散（80%） n=2,123（第一種荷主・第二種荷主・連鎖化事業者）



### 荷役等時間の短縮

フォークリフトや人員の適切な配置等による荷役等の効率化（82%）

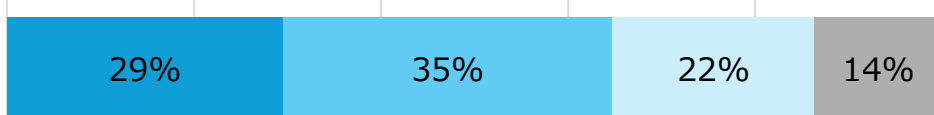
n=2,090（第一種荷主・第二種荷主）



## トラック事業者

### 実効性確保

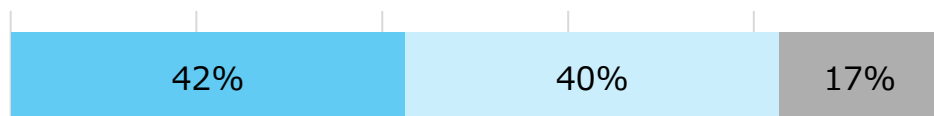
積載効率等の取組状況・効果の適切な把握（86%） n=6,290



## 倉庫業者

### 実効性確保

荷待ち・荷役等時間の取組状況・効果の適切な把握（83%） n=996



【凡例：荷主】

- ① 90%以上の施設又は発注で実施している
- ② 50%以上90%未満の施設又は発注で実施している
- ③ 0%超50%未満の施設又は発注で実施している
- ④ 実施していない
- ⑤ 該当なし

【凡例：トラック事業者】

- ① ほぼ全てで実施している
- ② 大半で実施している
- ③ 一部で実施している
- ④ 実施していない

【凡例：倉庫業者】

- ① 実施している
- ② 一部で実施している
- ③ 実施していない

# 調査結果（実施率の低い取組）

○ 判断基準で定める各取組の項目のうち、実施している割合が**5割以下**のものは以下のとおり。

## 荷主

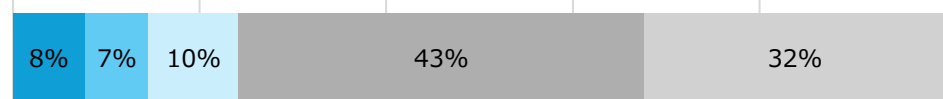
### 積載効率向上

配車計画・運行経路の最適化（44%） n=1,256（第一種荷主・連鎖化事業者）



### 荷待ち時間の短縮

バス予約システムの導入（25%） n=2,090（第一種荷主・第二種荷主）



## トラック事業者

### 積載効率向上

荷主等との協議による配送の共同化（47%） n=6,290



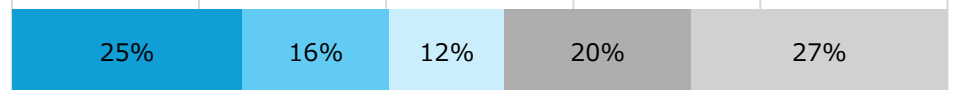
配車システムの導入等による配車計画・運行経路の最適化（46%） n=6,290



## 倉庫業者

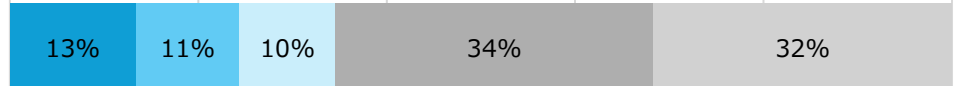
### 荷待ち時間の短縮

バス予約システムの導入（17%） n=996



### 荷役等時間の短縮

検品の効率化（34%） n=996



### 実効性確保

無人搬送車の導入等による作業の効率化（12%） n=996



#### 【凡例：荷主】

- ① 90%以上の施設又は発注で実施している
- ② 50%以上90%未満の施設又は発注で実施している
- ③ 0%超50%未満の施設又は発注で実施している
- ④ 実施していない
- ⑤ 該当なし

#### 【凡例：トラック事業者】

- ① ほぼ全てで実施している
- ② 大半で実施している
- ③ 一部で実施している
- ④ 実施していない

#### 【凡例：倉庫業者】

- ① 実施している
- ② 一部で実施している
- ③ 実施していない

# 調査結果（取組の実施状況・事業者からの具体的な意見）

## 取組の実施状況

- 荷主**については、**積載効率の向上**等に向けた「積合せや帰り荷の確保等を行うための時間確保」（85%）や「関係部門間の連携」（83%）などの**取組の実施が進展**している。
- 物流事業者**（トラック事業者・倉庫業者）は、「積載効率等の取組状況・効果の適切な把握」など事業者が**単独で取り組むことのできる項目は実施率が高い傾向**にあるものの、「荷主等との協議による配送の共同化」「データの標準化等による多様な主体との連携の円滑化」といった**関係者との連携を要する取組**や、「バース予約システムの導入」などの**設備投資を伴う取組**については、**実施率が低い水準**にとどまっている。
- また、「物流効率化の取組に関する**責任者の選任**」については、荷主・物流事業者ともに実施率が**約 6 割**となっている。

## 回答のあった事業者からの具体的な意見

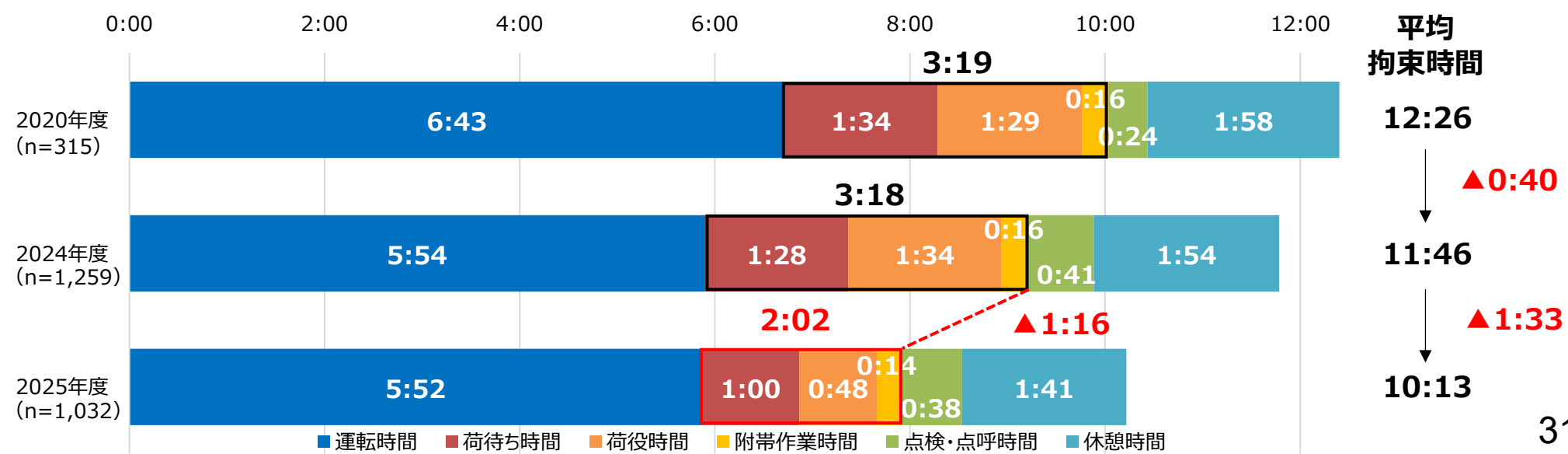
【凡例】○：良い事例、▲：問題のある事例

- 予約システム導入や積込時間の共有、伝票事前準備により、**荷待ちゼロ化とドライバーの時間活用**が進んでいる。
- パレット化やフォークリフト活用が進み**積載効率と荷役速度が向上し、ドライバー負担が軽減**している。
- 予約システムを導入し、**着車時間の見える化と関係者間での迅速な情報共有**を着実に進めている。
- **改正物流効率化法に対応する荷主の交渉窓口が整備**され、運行や運賃の協議機会が増え、双方で改善提案を行える環境が整いつつある。
- ▲ 手積み・手降ろしやパレット養生不足など荷姿改善が進まず、未だに**荷待ち5時間超も発生している**現場がある。
- ▲ バラ貨物での手降ろしを求められる事例があり、パレット化の遅れが**作業負担と安全リスク**を高めている。
- ▲ 荷主・卸先の都合による制約や急変更が多く、**付帯作業や仕分けの負担が運送側に偏り適正対価を得られていない**。
- ▲ 段取り不足や工場内分散配置により積込開始が遅れ、**ピーク集中・月前半偏重など計画性の欠如**が深刻化している。

# トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果

- 【調査概要】
- 調査対象：一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者
  - 調査期間：2025年11月25日から同年12月24日まで
  - 調査内容：2025年4月から同年8月までの通常期における代表的な1日の運行について、主に以下の項目を調査  
①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間
- 【調査結果概要】
- 今回、トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間は10時間13分であり、荷待ち・荷役時間等は2時間2分であった。
  - 今回調査（2025年度）では、前回調査（2024年度）と比較して、運転時間は横ばいながら、平均拘束時間が大幅に減少した。その主な要因としては、荷待ち・荷役等の減少（▲1時間16分）。
  - 2025年4月から改正物流効率化法が施行され、荷主・物流事業者に対して、荷待ち・荷役時間等の短縮などの努力義務を課されており、各主体がその履行に努めていることが寄与しているものと思われる。
  - 国としては、改正物流効率化法に基づく基本方針において1運行の荷待ち・荷役等時間を2時間以内にする目標を掲げているところ、個別にみれば、長い荷待ち・荷役等時間が発生しているケースがあることも踏まえ、目標が安定的に達成され、さらに短縮されるよう、引き続き取り組んでいく。

<トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳>



- I. 物流効率化法の施行の状況
- II. 調査・公表等について
- III. 中長期計画の記載例について
- IV. 電子システムにおける中長期計画の提出方法と注意点

# 中長期計画 ①概要

- 各事業者における物流効率化について、**最長で5年間の計画**を示すものです。
- 物流は、事業者ごとに多様な形態や品目特性があるため、物流効率化法では一律の取組を義務付けるのではなく、国が示す判断基準を基に、特定荷主ごとに中長期計画で事業の特性に応じて取組を具体化することとしています。
- 「①積載効率の向上等」、「②荷待ち時間の短縮」、「③荷役等時間の短縮」の3領域について、
- **特に課題のある運行に重点化**しながら、**取引先との協議や技術導入・施設整備など中長期的な対応も含め**計画を検討し、作成・提出していただく必要があります。

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誰が？<br>(対象)    | <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>特定事業者</b>に指定された事業者。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| いつまでに？<br>(期限) | <ul style="list-style-type: none"><li>● 特定事業者の<b>指定を受けた年度の7月末日</b>が締切です（例：2028年度に指定→2028年7月末までに提出）。ただし、2026年度に限り、<b>10月末日まで延長</b>されています。</li><li>● 中長期計画書の計画期間は、<b>最長で5年間</b>。以降は計画に変更があればその翌年度、変更が無ければ「最後に提出した中長期計画の最終年度の翌年度」7月末までに次の計画を提出します。例えば、初回計画を2026～2030年度で提出した場合、次回提出は2031年7月末までに行います。</li><li>● 計画期間中に内容を変更した場合(※)は、その<b>変更があった年度の翌年度7月末日まで</b>に更新版を提出します。例えば2028年度に計画変更→2029年7月末までに改訂計画を提出。</li><li>● 計画に変更がない場合、計画期間中の新たな提出は不要です（毎年提出しなくても問題ありません）。ただし、「定期報告書（様式第5）」は別途毎年の提出義務があります。 33</li></ul> |

# 中長期計画 ②基本情報について

様式第3（第6条関係）

中長期計画書

①

殿

年 月 日

住所

法人名

法人番号

②

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第46条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定荷主の名称等

|                |                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 特定荷主番号         | ③                                                                 |
| 事業者の名称         |                                                                   |
| 主たる事務所の所在地     | 〒                                                                 |
| 主たる事業          | ④                                                                 |
| 主たる事業の細分類番号    |                                                                   |
| 区分             | <input type="checkbox"/> 特定第一種荷主 <input type="checkbox"/> 特定第二種荷主 |
| 物流統括管理者の役職名・氏名 | 役職名<br>氏名                                                         |
| 作成担当者連絡先       | 所在地 〒<br>職名<br>氏名<br>電話番号（<br>メールアドレス                             |
| 計画期間           | （ ）年度 ～ （ ）年度 <input type="checkbox"/> 計画（任意事項）                   |

| 記載事項                                                                  | 注意点                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ①指定通知を発出した大臣等（例：「〇〇経済産業局長」「〇〇大臣」等）すべて                                 | ①宛先は指定通知を発出した省庁が全て含まれているか。                                 |
| ②自社の法人番号（13桁）                                                         | ②入力している法人番号に誤りはないか。                                        |
| ③特定荷主の指定通知に記載された特定荷主番号識別番号<br>※通知書から正確に転記が必要                          | ③省庁から送られた「特定荷主の指定」の通知に記載されている特定荷主番号と一致しているか。               |
| ④自社の事業内容について、トラック事業者への運送の委託や貨物の受渡しの規模の観点で最も主要なものを、日本標準産業分類の細分類から1つ記載。 | ④日本標準産業分類の細分類から、正しく「事業」と「細分類番号」が転記できているか。                  |
| ⑤自社が特定荷主に指定された区分にチェック。両方に該当する場合は両方にチェック。                              | ⑤自社が特定荷主として指定された区分のみにチェックがつけられているか。<br>※違う区分にチェックをつけるミスが頻発 |
| ⑥この中長期計画の対象とする期間（年度）。                                                 | ⑥計画期間は5年を超えない範囲で設定されているか。                                  |
| ⑦計画内容に変更がある場合は「有り」にチェックを入れる。                                          | ⑦「計画内容の変更」にチェックミスはないか。                                     |

# 中長期計画 ③記載すべき事項

計画内容については、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」に従って、主に以下の事項を踏まえて、具体的な取組内容が記載されているか確認してください。

## 2. 運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等のために取り組むべき措置

| 判断基準の概要                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 運転者の運送及び荷役等の効率化の実施の原則                                                                                |
| 荷主は、基本方針に定められた物流効率化の目標を達成するため、その事業の特性及び従業者の安全その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を計画的かつ効率的に実施するものとする |
| (2) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加                                                                            |
| ＜第一種荷主＞                                                                                                  |
| ① 貨物の運送の委託から貨物の受渡しまでの間に、トラック事業者が他の貨物との積合せなど積載効率の向上等に係る措置を講ずるために必要な時間を把握すること等により、適切なリードタイムを確保すること         |
| ② 貨物の量の平準化、受渡日時の集約等により、貨物の出入荷量の適正化を図ること                                                                  |
| ③ 配車・運行計画作成システムの導入等により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと                                                               |
| ④ ①～③の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る部門間の連携を促進すること                                                             |
| ＜第二種荷主＞                                                                                                  |
| ① 第一種荷主が積載効率の向上等の取組のために協議したい旨を申し出た場合は、必要な協力を行うこと                                                         |
| ② ①の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る部門間の連携を促進すること                                                              |
| (3) 運転者の荷待ち時間の短縮                                                                                         |
| ＜第一種荷主＞                                                                                                  |
| ① 集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握すること等により、貨物の入出荷時の日時等を分散させること                           |
| ② トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整すること                                                          |
| ③ 寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させること                                               |
| ＜第二種荷主＞                                                                                                  |
| ① 集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握する等により、貨物の入出荷時の日時等を分散させること                             |
| ② トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整すること                                                          |
| ③ 寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させること                                               |

| (4) 運転者の荷役等時間の短縮                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ＜第一種荷主＞                                                                                                                             |
| ① パレット等の荷役の効率化に資する輸送器具を導入すること、一貫パレチゼーション実現のために標準仕様パレット等を使用すること、荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行うこと、フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置すること等により、荷役等の効率化を図ること |
| ② 第二種荷主、倉庫業者等に対して出荷情報を事前に通知すること、検査を効率的に実施するための機械を導入すること等により、検査の効率化を図ること                                                             |
| ③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことのできる環境を整えること                                                                              |
| ＜第二種荷主＞                                                                                                                             |
| ① 検査を効率的に実施するための機械の導入等により、検査の効率化を図ること                                                                                               |
| ② フォークリフト又は荷役等を行う人員の適切な配置等により、荷役等の効率化を図ること                                                                                          |
| ③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことのできる環境を整えること                                                                              |
| (5) 実効性の確保                                                                                                                          |
| ① 物流効率化の取組に関する責任者の選任等により必要な体制を整備するとともに、従業者への研修の実施等を行うこと                                                                             |
| ② 荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等の状況や、効率化のための取組及びその効果を適切に把握すること                                                                                 |
| ③ 寄託先の荷待ち時間等の短縮のため、(3)(4)の取組その他の効率化のための取組に関して寄託先に提案するとともに、寄託先から提案を受けた場合にあっては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること                                    |
| ④ 物流データの標準化の実施等により、物流に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること                                                                         |
| ⑤ 物流サービスの内容等に応じた価格の設定等により、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握することができるようになること                                                                       |
| ⑥ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図り、必要に応じて取引先に協力を求めること                                                                                       |

(引用) 荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書 P20、21

# 中長期計画 ④記載すべき事項について（積載効率の向上）

- 運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画（積載効率の向上）に向けた取組について、荷主の判断基準に沿った取組内容を記載する。  
※適切なリードタイムの確保、貨物量の平準化、配車計画、運行経路の最適化

II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画  
1. 特定第一種荷主  
1-1 計画内容

| 実施措置             | 計画内容（具体的な措置の内容、目標等）                                                                                                       | 実施時期              |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 関係部門間の連携強化       | 調達・生産・販売と物流部門の連携を促進し、需要変動に応じた出荷量の平準化やリードタイム確保を図る。具体的には、物流部門が販売計画や商品設計に関与し、効率的なロット出荷や、積み合わせを考慮した荷姿の設定（荷姿の標準化）を行う。          | 2026年度～<br>2030年度 |
| 調達物流の強化（ミルク欄の実施） | 工場で必要となる部品について、複数の部品メーカーを回り巡回集荷するミルクランを行っている。現在行っている関東エリアだけでなく、関西エリアにも範囲を広げ、積載率を60%から100%に近付ける。                           | 2026年度～<br>2030年度 |
| 配送ルートの見直し        | 月ごとの販売計画に基づき生産台数が変化するため、毎月トラックの積載率になるべく100%になるよう、配車計画（車両手配・便編成）を工夫・改善することにより、配送ルートの見直しを行っている。この取組を継続する。                   | 2026年度～<br>2030年度 |
| 配車管理システムの継続活用    | 自社グループの物流子会社において、配車管理システムを導入し、積載効率80%以上を維持している。今後も同システムを継続活用し、高い積載効率を維持する（効率化を既達成しているため、その状態を継続）。新機能の追加やAIによるルート最適化も検討する。 | 2026年度～<br>2030年度 |

**【記載すべき事項と注意点】【必須】**

- **進捗確認が可能な具体的な取組**を記載
  - ✓ **目標達成に向けた具体的な手段、範囲、対象を明確に記載しているか**
  - ✓ **既に十分に効率化が進められている場合や、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は、現行の状況について具体的に記載しているか**
  - ✓ 荷主の判断基準等に明らかに反することを記載していないか。
  - ✓ 第一種荷主と第二種荷主の欄を間違えていないか

- **実施時期を各項目ごとに年度ベースで必ず記載**
  - ✓ 実施年度と計画の記載内容についてズレはないか

1-2 その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

当社は、〇年前から積載効率向上に向け主要施策を考案&実施してきた。引き続きグループ会社を含め、戦略として効率化に取り組む。国の判断基準に沿った取組（リードタイムの確保、出荷量の平準化、経路最適化等）を維持することで、運送契約ごとの重量最大化を継続して達成している。今後も業界自主行動計画に則りホワイト物流推進に貢献する。

- 【記載すべき事項と注意点】（任意）**
  - 積載効率の向上に向けた取組のための実効性を確保するために取り組んでいることが記載されているか。
  - 経営計画や部門計画において、1-1の欄に記入している内容に関連した位置づけになっているか

# 中長期計画 ⑤記載すべき事項について（荷待ち時間の短縮）

- 運転者の荷待ち時間の短縮に向けた取組について、荷主の判断基準に沿った取組内容を記載する。  
※貨物の入出荷時の日時分散、トラック予約システムの導入・活用、寄託先の入出庫発注の早期化 等

Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画  
2. 特定第二種荷主  
2-1 計画内容

| 実施措置              | 計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）                                                                                                                                                                                            | 実施時期              |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| バース管理<br>(システム導入) | 2022 年よりトラック予約受付システムの導入を順次進めており、2027年度までに全拠点に導入を完了する予定である。                                                                                                                                                      | 2026年度～<br>2030年度 |
| バース管理の<br>徹底      | 繁忙期を含め、待機時間が比較的長くなっている拠点は月単位で見直し・改善検討を行い、全拠点で待機時間平均30分以内を目指す。                                                                                                                                                   | 2026年度～<br>2028年度 |
| イレギュラーへの<br>対応    | 天災や交通渋滞等のイレギュラーなトラブルに巻き込まれたことで、トラック事業者が予約時間に間に合わず、順番が後回しになってしまうケースも存在する。イレギュラーな事態に柔軟に対応できるよう、事前予約性に囚われすぎず、柔軟な対応ができる仕組みも組み入れる。一方、予約時間より到着が早すぎるトラックが何度も見受けられた場合は、第一種荷主（メーカー）と協議の上、予約時間を見直す等、見えない待機時間についても削減を心掛ける。 | 2026年度～<br>2030年度 |
| 前倒し納入の<br>推奨      | 取引先との契約条件を見直し、納期前倒しや複数回納入を推奨する。余裕期間を設けた早めの入荷発注により、ドライバーが一時に 集中して到着しないよう納品スケジュールを調整する。その際、積載 率が悪化しないよう留意する。                                                                                                      | 2026年度～<br>2030年度 |

## 【記載すべき事項と注意点】 【必須】

- 進捗確認が可能な具体的な取組を記載
  - ✓ **目標達成に向けた具体的な手段、範囲、対象を明確に記載しているか**
  - ✓ **既に十分に効率化が進められている場合や、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は、現行の状況について具体的に記載しているか**
  - ✓ 荷主の判断基準等に明らかに反することを記載していないか。
  - ✓ 第一種荷主と第二種荷主の欄を間違えていないか
- 実施時期を各項目ごとに年度ベースで必ず記載
  - ✓ 実施年度と計画の記載内容についてズレはないか

## 2-2 その他運転者の荷待ち時間の短縮に関する事項及び参考情報

自社物流センターでは、かねてよりアナログでバース管理を行い、荷待ち時間の可視化を行っていた。今後はシステム化を全拠点で進めることで、出てきたデータと現場を照らし合わせ、待機時間の更なる削減に努める。自社の待機時間の改善に努めると共に、ドライバー視点で実際に発生している「待機時間」(予約時間前の待機時間を含む)も社会問題となっているため、この改善にも第一種荷主とともに取り組んでいく方針である。

## 【記載すべき事項と注意点】 （任意）

- 荷待ち時間の短縮に向けた取組のための実効性を確保するために取り組んでいることが記載されているか。
- 経営計画や部門計画において、2-1の欄に記入している内容に関連した位置づけになっているか

# 中長期計画 ⑥記載すべき事項について（荷役等時間の短縮）

- 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画に向けた取組について、荷主の判断基準に則った内容を記載する。  
※標準仕様パレットの導入、検品効率化、荷役体制の構築 等

IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画  
2. 特定第二種荷主  
2-1 計画内容

| 実施措置      | 計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）                                                                                                                         | 実施時期              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 荷役等時間の可視化 | 物流センターにトラックが入庫してから出庫するまでの平均時間が1時間程度であり、パレット単位の貨物については 20 分以内に荷役が終了するケースも多い。現状を継続していくと共に、荷役に時間が掛かっているバラ貨物の入庫体制の見直しを図る。                        | 2026年度～<br>2030年度 |
| パレタイズ化の推進 | 取引先のメーカーに対し、自社のパレットを貸し出し、パレットに積載した状態での納品を依頼している。入荷後はパレット単位の荷下ろしとなるため、荷役等時間の短縮を図っている。なお、この取組は現在一部の取引先に留まっているため、主要メーカーのうちバラ納品になっている企業3社に働きかける。 | 2026年度～<br>2030年度 |
| 夜間荷役の見直し  | 夜間の荷受けに関しては、自社社員ではなく委託先事業者が荷役を行っている。現状大きな課題は見受けられないものの、課題が出てきた場合は負担が掛からないよう優先して改善に努めるものとする。                                                  | 2026年度～<br>2030年度 |

### 【記載すべき事項と注意点】【必須】

- 進捗確認が可能な具体的な取組を記載
  - ✓ **目標達成に向けた具体的な手段、範囲、対象を明確に記載しているか**
  - ✓ **既に十分に効率化が進められている場合や、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は、現行の状況について具体的に記載しているか**
  - ✓ 荷主の判断基準等に明らかに反することを記載していないか。
  - ✓ 第一種荷主と第二種荷主の欄を間違えていないか
- 実施時期を各項目ごとに年度ベースで必ず記載
  - ✓ 実施年度と計画の記載内容についてズレはないか

### 2-2 その他運転者の荷役等時間の短縮に関する事項及び参考情報

パレット化できていない貨物のパレタイズ化を進めることで、荷役等時間の短縮を図る。なお、長尺物や異形物等、パレット化が難しい貨物に関しては、かご車等の他の物流機器の活用も検討する。当社全体としては、ドライバーの負担軽減を目的に、積載率より荷役作業の効率化を優先して進める方針である。

### 【記載すべき事項と注意点】（任意）

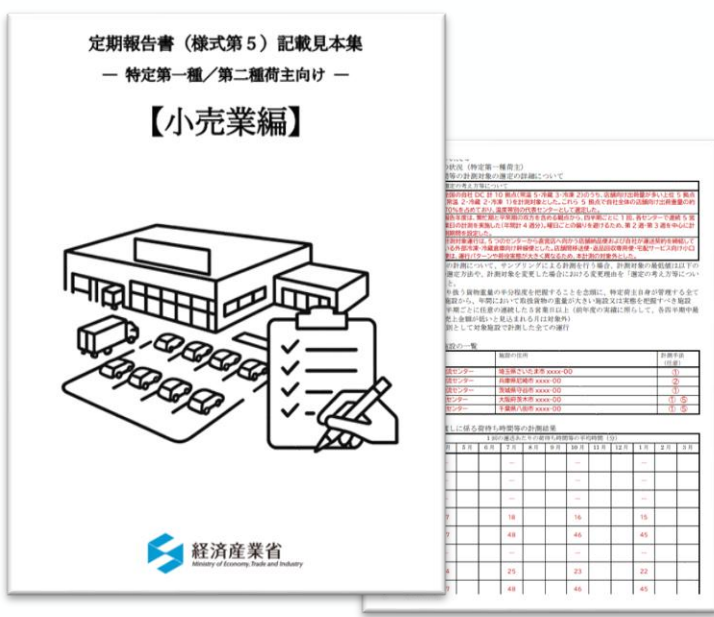
- 荷役等時間の短縮に向けた取組のための実効性を確保するために取り組んでいることが記載されているか。
- 経営計画や部門計画において、1-1の欄に記入している内容に関連した位置づけになっているか

# 中長期計画・定期報告の記載例について

- 特定荷主に指定された事業者は、毎年度 7 月末までに中長期計画・定期報告を作成し、荷主事業所管省庁に提出することが必要。  
※2026年度は中長期計画のみの提出、10月末まで
- 他方、これまで物流の効率化に取り組めていなかった特定荷主や、取組が進んでいてもどのような記載ぶりで計画・報告を作成すれば良いのか、策定が進まないことが想定されるため、事例集を策定。
- 事例集は、**建設業、製造業、卸売業、小売業及び連鎖化事業者の5種類ごとに記載例に提示**しており、自社の取組状況等に応じて参照する記載事例を選択することが可能。



【製造業 中長期計画記載記載例】



【小売事業者 定期報告記載記載例】

# 指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告・公表・命令

荷主事業所管大臣は、法律の規定に基づき、荷主に対して以下の対応を行うことができます。

## ○指導・助言

- 運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の適確な実施を確保するために、荷主に対して、判断基準を勘案して必要な指導・助言を行うことができる。（法第44条）

## ○報告徴収・立入検査

- 特定荷主への指定や取消しを行うために、荷主に対して、貨物の運送の委託又は受渡しの状況に関して報告をさせることができ、また荷主の事務所等への立入検査を行うことができる。（法第50条第1項）
- 勧告又は命令を行うために、特定荷主に対して、運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施の状況に関して報告をさせることができ、また荷主の事務所等への立入検査を行うことができる。（法第50条第2項）

## ○勧告・公表・命令

### 勧告

特定荷主の運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合は、特定荷主に対して勧告を行うことができる。（法第49条第1項）

### 公表・命令

勧告に従わない特定荷主に対して、その旨を公表することができる。（法第49条第2項）  
勧告を受けた特定荷主が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該措置を行う命令を行うことができる。（法第49条第3項）

# 罰則

荷主は、以下のいずれかに該当する場合には、罰則が科されます。

- 特定荷主の指定基準重量を上回る荷主が、特定荷主の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合  
(法第76条第1号)
- 中長期計画を提出しない場合 (法第76条第2号)
- 定期報告を行わない又は虚偽の届出をした場合 (法第76条第3号)
- 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合 (法第76条第4号)
- 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合 (法第76条第4号)



50万円以下の罰金

- 物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない又は虚偽の届出をした場合 (法第80条)



20万円以下の過料

- 命令に違反した場合 (法第75条第1号)
- 特定荷主が物流統括管理者を選任しない場合 (法第75条第2号)



100万円以下の罰金

# よくある質問

## Q. 計画は網羅的に作成する必要がありますか？

→ いいえ、**主要な又は課題のある取扱貨物、施設、時期等に重点化した記載としても構いません**。また、既に十分に効率化が図られている場合は「今後もその状態の継続に努める」、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は「今後も必要な対策を継続する」といった目標を記載してください。なお、定期報告において改善が進まない事項、施設等について、中長期計画に記載がない場合は、記載を促す指導を行う可能性があります。

## Q. 計画を達成できなかったら罰則はありますか？

→ **計画した内容に対して達成できないことへの罰則はありません**が、特定荷主に指定された事業者が**中長期計画書を提出しない場合は罰金**が科される可能性があります。また、特定荷主の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合は、荷主事業所管大臣が特定荷主に対して**勧告**を、勧告に従わない場合**公表**を行うことができます。行政でも計画達成に向けたアドバイスや支援を行っているので、必要に応じて相談してください。

## Q. 計画期間途中で計画を変更したくなったら、どのようにすればよいですか？

→ 変更内容を反映した**改訂版の中長期計画書を作成し、変更があった年度の翌年度 7月末までに提出**します。この際、「計画内容の変更有り」欄 にチェックを入れて提出します。計画の変更理由や背景は、計画書の「参考情報」欄に記載しておくといいです。大幅な目標引下げ等は行政から問合せが来る可能性もあるため、やむを得ない事情がある場合は先に相談しておくといいいでしょう。

- I. 物流効率化法の施行の状況
- II. 調査・公表等について
- III. 中長期計画の記載例について
- IV. 電子システムにおける中長期計画の提出方法と注意点**

# 中長期計画の提出方法について

改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、  
原則、「**e-Gov電子申請**」にてオンライン申請をお願いいたします。



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

「**手続分野分類から探す**」から  
大分類「**国土交通**」→ 中分類「**物流**」→ 小分類「**物流効率化法**」で検索

**e-GOV** 電子申請

トップ

電子申請について

利用準備

手続検索

ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請  
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン

e-Govを初めてお使いの方へ

## 特定荷主が行う手続きに関する注意点①

- e-Gov電子申請を利用するためには、事前に「**GビズID**」の作成が必須です。  
取得していない場合には、以下のURLから取得手続きを行ってください。  
※ GビズID取得ページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



### Point !

- GビズIDのアカウント種別は、原則「**プライム**」での取得をお願いいたします。  
※ 「プライム」は取得時に審査がありますが、それにより申請時に転記される住所等の基本情報により正確に反映されますので、書類不備により修正作業が発生するリスクを減らせるメリットもあります。



### Caution !

- 基本情報等の入力の際、誤りがないようご確認ください。  
届出等を提出する際、GビズIDに登録された住所等の基本情報が自動的に転記される仕組みとなっております。  
※ 届出時に自動転記された情報は手動で修正することも可能です。

# マイページ画面

| ステータス     | 到達番号               | 法人名     | 申請者氏名 | 手続名称                 | 到達日時       |
|-----------|--------------------|---------|-------|----------------------|------------|
| 審査中(補正待ち) | 20260319214150579e | 株式会社いがぶ | 説明 太郎 | 08-01 貨物の運送の委託及び受... | 2026年3月19日 |
| 手続終了      | 20260319214116253e | 株式会社いがぶ | 説明 太郎 | 08-01 貨物の運送の委託及び受... | 2026年3月19日 |

## 手続検索画面

状況から探す

|                   |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 事業（所）の新規適用        | 被保険者の資格喪失                    |
| 事業（所）の所在地又は名称等の変更 | 事業所の廃止                       |
| 事業主の代理人の選任又は解任    | 退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）   |
| 被保険者の氏名変更         | 退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合） |
| 被保険者の資格取得・転勤      | 被扶養者の追加・削除（非該当）              |

手続名称から探す

検索

# 手続検索時における注意点

- 「中長期計画書」の提出にあたっては、「**0〇-04 特定荷主中長期計画書（●●省提出用）**」と記載のある手続から申請をお願いいたします。

**例** 農林水産省への提出 ➡ **06-04 特定荷主中長期計画書（農林水産省提出用）**

経済産業省への提出 ➡ **07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）**



- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

「**特定荷主中長期計画書**」と入力し、検索



- 「**0〇-08 特定連鎖化事業者中長期計画書（●●省提出用）**」は「**連鎖化事業者**」用の手続となりますので、特定荷主になる方は選択しないでください。
- 主たる事業を所管する省庁に提出する手続から**複数の省庁を選択し、提出が可能**。そのため、提出する省庁ごとに別途手続を行っていただくことはありません。
- **トラック運送事業者**であれば「**08-08 特定貨物自動車運送事業者等中長期計画書（国土交通省提出用）**」に、**倉庫業者**であれば「**08-12 特定倉庫業者中長期計画書（国土交通省提出用）**」と記載のある手続から申請をお願いいたします。

# 事業の所管省庁一覧（代表例）

| 大臣                 |        | 所管する事業                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産大臣<br>（地方農政局長） |        | 農林水産（畜産を含む）、農林水産物（畜産物を含む）の売買、輸出入※、飲食店（厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）、木材薬品処理業※、園芸サービス業、給食販売取次ぎ、動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）、競馬場等                                                                                                                                                         |
| 経済産業大臣<br>（地方経済局長） |        | 輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業<br>[具体例] <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航空機（製造、卸売、輸出入）</li><li>・ 自動車（製造、卸売、輸出入）</li><li>・ 武器（製造、売買、輸出入）</li><li>・ 塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入）</li><li>・ フィルム（製造、売買、輸出入）</li><li>・ 貴金属（アクセサリー）の加工等</li></ul> |
| 国土交通大臣             | 地方運輸局長 | 鉄道業、港湾運送関連事業、廃油処理、サルベージ、海事業務、船舶の製造及び修繕、自動車の小売り※、自動車の整備、旅行業、倉庫業、自動車の競走場、遊園地、気象観測、自動車道事業等                                                                                                                                                                                                    |
|                    | 地方整備局長 | 建設業、測量業、不動産業、下水道業、建築士等                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                    | 地方航空局長 | 航空機の整備事業                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

# 手続結果一覧

Gov電子申請

e-GOV 電子申請

お問合せヘルプ

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称

特定荷主中長期計画書

手続分野分類

大分類

選択してください

中分類

選択してください

小分類

選択してください

検索

所管行政機関

選択してください

☐ 電子署名必要

☐ 電子署名不要

10件

<< < 1 / 1 > >>

表示件数 20

07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）

判断基準を踏まえ、努力義務である「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（積載効率の向上等）」、「荷待ち時間の短縮」、「荷役等時間の短縮」の実施に関する中長期的な計画を作成・提出

委任可

GビズID電子署名省略可

ブックマーク

申請書入力へ



e-GOV 電子申請

お問合せヘルプ

horita-k2g7

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

## 07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）

委任可

GビズID電子署名省略可

ブックマーク

|             |                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 手続概要        | 判断基準を踏まえ、努力義務である「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加（積載効率の向上等）」、「荷待ち時間の短縮」、「荷役等時間の短縮」の実施に関する中長期的な計画を作成・提出                                                                                                                                        |
| 根拠法令        | 物資の流通の効率化に関する法律第 46 条<br>物資の流通の効率化に関する法律について                                                                                                                                                                                           |
| 電子申請方法別利用案内 | フォームに入力するとともに、【https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/links/】に掲載している別添様式に必要事項を記載の上、添付してください。<br>物流効率化法_e-Gov電子申請_操作手順および別添様式のダウンロードページ                                                                                    |
| 告知情報        | 【手続き対象者】法第46条に基づき提出をしようとする者<br>【提出時期】毎年度7月末日まで（ただし2026年度は10月末日まで）<br>【相談窓口】提出先と同じ<br>【備考】・以後、中長期計画の内容について前年度から変更がないときは、“中長期計画を最後に提出した年度から5年を超えない範囲で定める中長期計画の最終年度”の翌年度の7月末日までに提出すれば足りる。<br>・提出済みの中長期計画に変更があった場合は、変更があった年度の翌年度の7月末日までに提出 |

戻る

申請書入力へ

# 中長期計画の提出に係る申請書全体

## 基本情報の設定

### 1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

#### 申請者情報

必須

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 法人名   | 株式会社いがぶ         |
| 申請者氏名 | 説明 太郎           |
| 住所    | 東京都千代田区霞が関2-1-2 |

申請者情報を設定

## 申請書内容の入力

### 2. 07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）／07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）

申請・届出に関する事項を入力してください。  
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

#### 申請する様式一覧

必須

中長期計画書

プレビュー

中長期計画書

< 1 / 9 >

基本情報

基本情報

## 提出先選択

#### 提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須

提出先

提出先を選択

## 手順 1. 基本情報の設定（申請者情報・連絡先情報）

## 手順 2. 提出先選択

## 手順 3. 申請書内容の入力

＜全 9 ページ＞

### 1. 基本情報

### 2. I 特定荷主の名称等

### 3. II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画 （1. 特定第一種荷主）

### 4. II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画 （2. 特定第一種荷主）

### 5. III 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

### 6. III 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

### 7. IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

### 8. IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

### 9. 審査担当省庁

# 手順 1. 基本情報の設定

## 申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

### 1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

GビズIDで登録されている情報が  
自動で転記されている

#### 申請者情報

必須

申請者情報を設定

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 法人名   | 株式会社いがぶ              |
| 申請者氏名 | 説明 太郎                |
| 住所    | 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2 |



Caution !

誤りがないようご確認ください

#### 連絡先情報

必須

連絡先情報を設定

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 法人名   | 株式会社いがぶ              |
| 連絡先氏名 | 説明 太郎                |
| 住所    | 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2 |

## 手順 2. 提出先選択

### 提出先選択

検索条件

提出先名称

☐ 中分類、小分類を含めて検索する

検索

大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。  
選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

主たる事業の所管省庁へ提出する

大分類

関東経済産業局産業部流通・サービス産業課

中分類

小分類

○ 今回は、「**製造業**」を例として記載

キャンセル

設定

# 提出先省庁の注意点

- 主たる事業を所管する省庁に提出する手続から  
**複数の省庁を選択し、提出することが可能**です。  
そのため、提出する省庁ごとに別途手続を行っていただくことは必要ありません。

■主たる事業の所管

所管

必須

省庁

必須

部局

必須

課室

国土交通省

関東運輸局

交通政策部 環境・物流課

■事業の所管

所管1

任意

省庁

任意

部局

任意

課室

農林水産省

関東農政局

経営・事業支援部食品企業課

「所管」の欄には  
主たる事業の所管省庁（提出先省庁）を設定し  
「事業の所管」の欄に  
**主たる事業以外を所管する省庁を選択**

# 提出先省庁の注意点

## ○「審査担当省庁」について

審査担当省庁で選択した「主たる事業の所管」の機関と、選択した「事業の所管」の機関いずれにも提出されます。

※提出先を誤ると、提出先から差し戻されますので、特に以下の点にご注意いただき提出してください。

- ✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」の「●●省提出用」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。  
※ 財務大臣(国税庁に提出するもの)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合、自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定してください。
- ✓ そもそも提出先省庁に誤りはないか。  
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、提出先が正しいか改めてご確認ください  
【提出先省庁】 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>
- ✓ 主たる事業を所管している省庁が複数ある場合や、主たる事業以外の事業を所管している省庁がある場合は、「事業の所管」の所管1以降に記載してください。

※主たる事業以外で、中長期計画や定期報告において取り上げる課題のない事業の荷主事業の所管大臣は、提出先から除くことができます

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【1 / 9 ページ】 基本情報

中長期計画書

< 1 / 9 >

基本情報

必須

申請日 ※半角  
数字のみ

2026 年 7 月 30 日

必須

住所

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須

法人名

株式会社いがぶ

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須

法人番号

3210123456789

必須

代表者の役職名

代表取締役

必須

代表者の氏名

説明 太郎

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（15文字以下）

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【2 / 9 ページ】 特定荷主の名称等

中長期計画書

< 2 / 9 >

I 特定荷主の名称等

I 特定荷主の名称等

**必須** 特定荷主番号

32101234567890103

**必須** 事業者の名称

株式会社いがぶ

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

**必須** 所在地\_郵便番号

1008926

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（7文字以下）

**必須** 所在地\_住所

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

**必須** 主たる事業

自動車製造業（二輪自動車を含む）

**必須** 細分類番号

3111

■ 区分

任意

☒ 第一種

任意

☒ 第二種

### ○ 「所在地」について

「所在地」はGビズIDのアカウントから自動的に転記されますが、番地が登録されていない場合がありますので、**番地まで正しく入力されているか**ご確認ください。

### ○ 「特定荷主番号」について

特定事業者の指定通知に記載されている17桁の数字をご入力ください。

### ○ 「主たる事業」と「細分類番号」について

特定事業者の指定の届出を提出した際と同様の内容をご入力ください。

### ○ 「細分類番号」はわからない場合は、

**e-Stat（※）の「キーワード検索」から検索可能**です。

※ e-Stat

<https://www.estat.go.jp/classifications/terms/10>

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【2 / 9 ページ】 特定荷主の名称等

### ■ 物流統括管理者

☐ 任意 役職名

☐ 任意 氏名

### ■ 作成担当者連絡先

☒ 必須 所在地\_郵便番号   
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（7文字以下）

☒ 必須 所在地\_住所   
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（50文字以下）

☒ 必須 職名

☒ 必須 氏名   
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（15文字以下）

☒ 必須 電話番号   
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（14文字以下）

☒ 必須 メールアドレス   
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（100文字以下）

### ■ 計画期間

☒ 必須 年度FROM(西暦)

☒ 必須 年度TO(西暦)

☐ 任意 計画内容変更 ☐ 変更有り

- 初めて中長期計画の提出をする際には「計画内容変更」の欄にチェックを入れずに提出してください。

初回の提出時は  
チェックは不要です

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【3 / 9 ページ】 II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（1. 特定第一種荷主）

中長期計画書

< 3 / 9 >

II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（1. 特定第一種荷主）

■ 1 - 1 計画内容

- 内容1

任意 措置

関係部門間の連携強化

任意 内容

調達・生産・販売と物流部門の連携を促進し、需要変動に応じた出荷量の平準化やリードタイム確保を図る。具体的には、物流部門が販売計画や商品設計に関与し、効率的なロット出荷や、積み合わせを考慮した荷姿の設定（荷姿の標準化）を行う。

任意 時期

2026年度～2030年度

### 第一種荷主の場合に記載

- **「措置」**の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。
- **「内容」**の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。
- 各取組事項の実施時期について、**取り組む予定年度を必ず記載**してください。
- また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【3 / 9 ページ】Ⅱ 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（1. 特定第一種荷主）

### - 内容2

|    |    |                                                                                                 |
|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 任意 | 措置 | 調達物流の強化（ミルクランの実施）                                                                               |
| 任意 | 内容 | 工場が必要となる部品について、複数の部品メーカーを回り巡回集荷するミルクランを行っている。現在行っている関東エリアだけでなく、関西エリアにも範囲を広げ、積載率を60%から100%に近付ける。 |
| 任意 | 時期 | 2026年度～2030年度                                                                                   |

### ■ 1-2 その他運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

|    |      |                                                                                                                                                                  |
|----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 任意 | 参考情報 | 当社は、3年前から積載効率向上に向け主要施策を立案&実施してきた。引き続きグループ会社を含め、戦略として効率化に取り組む。国の判断基準に沿った取組（リードタイムの確保、出荷量の平準化、経路最適化等）を維持することで、運送契約ごとの重量最大化を継続して達成している。今後も業界自主行動計画に則りホワイト物流推進に貢献する。 |
|----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○ 複数の措置を講じる場合には、「内容2」以降にそれぞれ記載ください。

○ 1-2の欄は任意の記載とはなりますが、積載効率の向上に向けた取組の実効性を確保するために取り組んでいること（責任者の選任、状況の把握、関係者との連携等）や、社内の経営計画や部門計画において関連した内容が位置付けられていれば記載ください。

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【4 / 9 ページ】 II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（2. 特定第二種荷主）

中長期計画書

< 4 / 9 >

II 運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する計画（2. 特定第二種荷主）

■ 2-1 計画内容

- 内容1

任意 措置

第一種荷主への協力（受け入れ時間の柔軟化）

任意 内容

発荷主（納入元）から納入日時・時間帯の協議依頼があった場合には速やかに応じ、必要な協力を行う体制を維持する。例えば、製造部門と調整して緊急発注や納期指定を極力抑制し、納入日時の分散・調整に協力する。これにより、サプライチェーン全体でリードタイムの確保と積載効率の向上を図る。

任意 時期

2026年度～2030年度

### 第二種荷主の場合に記載

- こちらのページは、積載効率の向上に向けた第二種荷主としての取組を記載してください。
- 特定第一種荷主と特定第二種荷主の両方で指定を受けている場合には、第一種荷主と第二種荷主のページそれぞれに入力ください。

### ■ 2-2 その他運転者一人あたりの一回の運送ごとの貨物重量の増加に関する 項及び参考情報

任意 参考情報

着荷主として、発荷主からリードタイム緩和の話があった場合はそれに応えるなど、都度協力している。基本的には定期発注品が多いため、突発的な発注が発生しそうな場合も発覚した時点ですぐに情報共有を行うことで、なるべく発荷主の物流効率が低下しないよう努めており、これを継続していく。

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【5 / 9 ページ】Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画

### （1. 特定第一種荷主）

#### 第一種荷主の場合に記載

中長期計画書

< 4 / 9 >

II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画（2. 特定第二種荷主）

■ 2-1 計画内容

- 内容1

☐ 措置

第一種荷主への協力（受け入れ時間の柔軟化）

☐ 内容

発荷主（納入元）から納入日時・時間帯の協議依頼があった場合には速やかに応じ、必要な協力を行う体制を維持する。例えば、製造部門と調整して緊急発注や納期指定を極力抑制し、納入日時の分散・調整に協力する。これにより、サプライチェーン全体でリードタイムの確保と積載効率の向上を図る。

☐ 時期

2026年度～2030年度

- 「措置」の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。
- 「内容」の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。
- 各取組事項の実施時期について、取り組む予定年度を必ず記載してください。
- また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

## 手順3. 申請書内容の入力

### 【5 / 9 ページ】Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

#### - 内容2

任意 措置

出荷スケジュールの分散調整

任意 内容

出荷物流において、特定の時間に多数のトラックが集中して到着しないよう日時指定を行い、調整する。具体的には、各生産拠点で出荷時間帯を分散させるよう生産計画と調整し、荷役可能台数を上回るトラックが同時到着しないよう調整する。万一、予約枠以上の配送が必要となる場合は、営業・製造部門と協議して出荷日の変更や前倒し出荷を検討する。

任意 時期

2026年度～2030年度

#### - 内容3

任意 措置

時間指定緩和と余裕ある納期設定

任意 内容

納品先（販売拠点）からの「午前必着」等の時間指定を見直し、納品時間帯に幅を持たせる。例えば「午後であれば何時でも可」といった条件で配送契約を結び、トラック事業者が効率的な配送ルートを組み立てる。これにより、ドライバーが早朝から順番取りのため待機する事態や、特定時間への到着集中を回避する。主要取引先とは既に時間帯指定緩和の協議を進めており、引き続き合意形成を図る。

任意 時期

2026年度～2030年度

○ e-Gov電子システムに直接入力できる項目は5個までとなっています。

○ そのため、6項目以上の取組を記載いただくには、以下URLから「（様式3別紙）中長期計画書（特定荷主）」をダウンロードいただき、当該wordに記載の上、システム上の「添付書類」をクリックし、当該wordを添付の上提出してください。

ダウンロードURL：

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

#### 【特定荷主（特定第一種荷主、特定第二種荷主）】

- ▶ 特定荷主の対応の手引き（PDF形式：9,586KB）  (New!)
- ▶ (様式第1) 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（Word形式：40KB） 
- ▶ (様式第2) 特定荷主指定取消申出書（Word形式：41KB） 
- ▶ (様式第3) 中長期計画書（特定荷主）（Word形式：49KB） 
- ▶ (様式第3別紙) 中長期計画（特定荷主）e-Gov電子申請添付書類用テンプレート（Word形式：35KB） 
- ▶ (様式第4) 物流統括管理者 選任・解任届出（特定荷主）（Word形式：42KB） 

## 手順3. 申請書内容の入力

### 【5 / 9 ページ】Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

The screenshot displays a web-based application form. At the top, there's a header with the page number '5 / 9' and the section title 'Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）'. The main content area is divided into several sections. The first section, '所管9' (Supervision 9), contains three rows of input fields for '任意' (Optional) selection: '省庁' (Ministry), '部局' (Agency), and '課室' (Division). Each row has a prompt to click after selection. Below these is a pagination indicator '< 9 / 9 >'. The second section, '添付書類' (Attachments), has a prompt to attach documents if any. The third section, '提出先選択' (Destination Selection), has a prompt to select the submission destination and a '提出先を選択' (Select Submission Destination) button. At the bottom, there are four buttons: 'キャンセル' (Cancel), '申請データを保存' (Save Application Data), '一時保存して中断' (Save Temporarily and Interrupt), and '内容を確認' (Check Content).

任意 課室 部局を選択後、クリックしてください。

所管9

任意 省庁 クリックして選択してください。

任意 部局 省庁を選択後、クリックしてください。

任意 課室 部局を選択後、クリックしてください。

< 9 / 9 >

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須 提出先

キャンセル 申請データを保存 一時保存して中断 内容を確認

6 個以上の取組を記載する場合のみ添付してください。

- 6 項目以上記載する区分のみを当該wordに記載の上、添付書類として提出してください。その他の区分の記載や基本情報はシステムに入力ください。
- 6 項目以上記載する取組がある場合は、5 項目目まではシステムに入力してください。
- 6 項目目以降の取組を当該wordに記載いただき、システムに添付して提出してください。

## 手順3. 申請書内容の入力

### 【6／9ページ】Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

中長期計画書

< 6 / 9 >

Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

■ 2-1 計画内容

- 内容1

任意 措置

トラック予約時間の調整

任意 内容

自社管理の倉庫・販売拠点において、トラック予約受付システムを導入済みである。今後も当該システムを適切に活用し、納入トラックの到着日時を調整することで、一度に多数の車両が集中しないようにする。特に繁忙期には予約枠の追加設定やリアルタイムで到着状況の把握を行い、状況に応じて柔軟に運用する。

任意 時期

2026年度～2030年度

- **「措置」**の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。
- **「内容」**の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。
- 各取組事項の実施時期について、**取り組む予定年度を必ず記載**してください。
- また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

#### ■ 2-2 その他運転者の荷待ち時間の短縮に関する事項及び参考情報

任意 参考情報

当社は、まず自社施設での荷待ち時間の短縮に努めてきた。その上で発荷主・物流事業者・着荷主の三者連携による全体最適を重視しており、協議の求めがあれば可能な限り応じる方針である。時間指定を設けない方が効率化に繋がる場合においては、時間指定を設けないことや、納期に余裕を持たせることがトラック事業者の効率的運行に有効であるとの認識を社内でも共有している。今後も発荷主への協力姿勢を維持していく。

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【7／9ページ】Ⅳ 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画

### （1. 特定第一種荷主）

中長期計画書

< 7 / 9 >

Ⅳ 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画

Ⅳ 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（1. 特定第一種荷主）

■ 1-1 計画内容

- 内容1

任意 措置

パレチゼーション・省力機器の徹底

任意 内容

全ての出荷貨物について一貫パレット輸送を推進し、荷役作業の効率化に資する器具及び機器を活用する。具体的には、自社規格を標準パレットに統一し、荷姿もパレット単位で扱える形態に最適化済みである。さらにコンベヤや自動ラックなど省力化機器を導入し、ドライバーの手作業を極力排除した積み込みを実現している（現在パレット積付率90%超）。今後も最新機器等の活用を図り、荷役作業の省力化を継続する。

任意 時期

2026年度～2030年度

- 「措置」の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。
- 「内容」の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。
- 各取組事項の実施時期について、**取り組む予定年度を必ず記載**してください。
- また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

#### ■ 1-2 その他運転者の荷役等時間の短縮に関する事項及び参考情報

任意 参考情報

自社出荷時の荷役はほぼ機械化されており、ドライバーによる荷役作業は発生していない。パレット化により荷役等時間は大幅に短縮され、結果としてドライバーの拘束時間全体（荷待ち+荷役）の1時間以内という目標達成にも寄与していると言える。今後も物流施設への自動化投資や作業要員の育成を継続する方針である。

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【8 / 9 ページ】 IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

中長期計画書

< 8 / 9 >

IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画（2. 特定第二種荷主）

2-1 計画内容

内容1

任意 措置

納品形態の標準化（パレット納品の徹底）

任意 内容

自動車業界では、納品形態の標準化が進んでおり、パレット単位（通い箱／専用パレット等を含む）の荷役が中心である。到着後すぐにフォークリフトで荷卸しができる体制を整えており、30分以上の荷役は原則発生していない状況である。今後もこの体制を全拠点で継続する。

任意 時期

2026年度～2030年度

- **「措置」**の欄には実施する取組の項目や施策名を簡潔に記載してください。
- **「内容」**の欄には、具体的な取組措置の内容や目標を記載してください。
- 各取組事項の実施時期について、**取り組む予定年度を必ず記載**してください。
- また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

### 2-2 その他運転者の荷役等時間の短縮に関する事項及び参考情報

任意 参考情報

当社の受入物流では「ドライバーに荷卸し作業をさせない」方針の下、設備・人員を配置して効率的な荷受けを行っている。その結果、トラック到着から荷降ろし完了までの平均時間は15分程度と短く、これは業界内でもトップクラスの水準である。今後もサプライヤーとの連携を通じたパレット納品率向上や、AIを活用した貨物検品の自動化など先進技術の導入を検討し、荷役等時間の更なる短縮に取り組む予定である。

# 入力時の注意点

- e-Govシステムの仕様により、**申請入力画面を1時間以上開いたまま**とすると、登録に際に**タイムアウトでエラー**となってしまいます。

※エラー時には、アプリの再起動が必要となり、入力情報が消えてしまいます。

- 事前に入力内容を下書きしていただき、当該内容をe-Govシステムにて入力いただくようにご対応ください。

※「申請データの保存」・「一時保存」の機能もご活用ください。

The screenshot displays a web interface for an e-Gov application. It features two main sections: '添付書類' (Attachments) and '提出先選択' (Submission Destination Selection). The '添付書類' section includes a text prompt '提出する書類がある場合、添付してください。' and a button '書類を添付'. The '提出先選択' section includes a text prompt '提出先の機関を選択してください。' and a button '提出先を選択'. Below these sections is a form field for '提出先' (Submission Destination) with a red '必須' (Required) label. At the bottom of the screen, there are three buttons: 'キャンセル' (Cancel), '申請データを保存' (Save application data), and '一時保存して中断' (Save temporarily and interrupt), both of which are highlighted with red boxes. A blue button '内容を確認' (Check content) is also present.

# エラーが発生した際のの注意点

## ○ 一時保存後に発生するエラーについて

申請データを一時保存した後、後日入力を再開して提出した際に、入力内容に不備がないにもかかわらずエラーが表示される場合があります。

記入漏れや指定外の文字の入力などがないことを確認後も、同様のエラーが発生する場合には、恐れ入りますが、一時保存データを使用せず、改めて申請をお願いいたします。

※ 本事象は、一時保存後にシステムアップデートが実施された場合に発生することがございます。

❗ 以下のエラーがあります。

・ 要素 '井明の機会の付与に際しての留意事項' に無効な子要素 '留意事項5' があります。

❗ 以下のエラーがあります。

・ 要素 '審査担当省庁' には無効な子要素 '注意文' が含まれています。必要とされる要素は '主たる事業の所管' です。

【エラーの例】

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【9 / 9 ページ】 審査担当省庁

中長期計画書

< 9 / 9 >

審査担当省庁

審査担当省庁

※ 審査担当省庁を選択するには2ページ目の「所在地\_郵便番号」の入力が必要です。

■主たる事業の所管

所管

必須

 省庁

経済産業省

必須

 部局

関東経済産業局

必須

 課室

産業部 流通・サービス産業課

■事業の所管

所管1

任意

 省庁

クリックして選択してください。

任意

 部局

省庁を選択後、クリックしてください。

任意

 課室

部局を選択後、クリックしてください。

### ○ 「審査担当省庁」について

審査担当省庁として選択いただいた機関が提出先となります。そのため、選択先を誤ると提出先から差し戻しされますので、特に以下の点にご注意ください。

✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（●●省提出用）」の

「●●省提出用」の部分と同一の省庁を選択しているか。

✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。

※ 財務大臣（国税庁に提出するもの）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合は、**自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定**してください。

✓ そもそもの提出先省庁に誤りはないか。  
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、**提出先が正しいか改めてご確認ください。**

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【9 / 9 ページ】 審査担当省庁(複数の事業を行っている場合)

審査担当省庁

※ 審査担当省庁を選択するには2ページ目の「所在地\_郵便番号」の入力が必要です。

主たる事業の所管

①

所管

必須

省庁

国土交通省

必須

部局

関東運輸局

必須

課室

交通政策部 環境・物流課

事業の所管

所管1

任意

省庁

経済産業省

任意

部局

関東経済産業局

任意

課室

産業部 流通・サービス産業課

所管2

②

任意

省庁

農林水産省

任意

部局

関東農政局

任意

課室

経営・事業支援部食品企業課

所管3

任意

省庁

厚生労働省

任意

部局

健康・生活衛生局

任意

課室

生活衛生課

### ○ 「審査担当省庁」について

例) 東京都内に主たる事業所を有する事業者で、自動車の小売と農薬業を行い、取扱重量が9万トン以上となる場合

#### ①自動車の小売

→国土交通省と経済産業省の共管

#### ②農薬

→農林水産省と厚生労働省の共管

①と②の業において、どちらが主たる事業と言えるかを、事業者側で判断していただくこととなります。

今回、**①の事業を主たる事業と判断した場合**は、これが共管であるため、共管省庁の中でどちらが主たる省庁に当たるかを判断します。

国土交通省を主たる省庁とする場合には、ここで初めて、国土交通省を宛先とする届出を選択することとなります。

その後、**②の事業**について、所管2と所管3へ入力します。

# 手続入力内容確認

## 申請内容確認

### 基本情報

#### 申請者情報

[詳細](#)

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 法人名   | 株式会社いがぶ              |
| 申請者氏名 | 説明 太郎                |
| 住所    | 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2 |

#### 連絡先情報

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 法人名   | 株式会社いがぶ              |
| 連絡先氏名 | 連絡 花子                |
| 住所    | 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2 |

#### 手続名称

07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）／07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）

#### 申請書提出対象一覧

|       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 申請書名称 | 中長期計画書 | <a href="#">📄 プレビュー</a> |
|-------|--------|-------------------------|

#### 提出先

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 提出先 | 関東経済産業局産業部流通・サービス産業課 |
|-----|----------------------|

[修正](#)[申請内容を出力\(PDF\)](#)[提出](#)

提出完了

# 申請内容プレビュー（法定様式）

様式第3（第6条関係）

## 中長期計画書

関東経済産業局長

殿

2026 年 7 月 30 日

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2

法人名 株式会社いがぶ

法人番号 3210123456789

代表者の役職名 代表取締役

代表者の氏名 説明 太郎

物資の流通の効率化に関する法律第46条の規定に基づき、次のとおり提出します。

### 1 特定荷主の名称等

|                |                                                                                                       |  |  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 特定荷主番号         | 32101234567890103                                                                                     |  |  |
| 事業者の名称         | 株式会社いがぶ                                                                                               |  |  |
| 主たる事務所の所在地     | 〒1008926<br>東京都千代田区霞が関2-1-2                                                                           |  |  |
| 主たる事業          | 自動車製造業（二輪自動車を含む）                                                                                      |  |  |
| 主たる事業の細分類番号    | 3111                                                                                                  |  |  |
| 区分             | <input checked="" type="checkbox"/> 特定第一種荷主 <input checked="" type="checkbox"/> 特定第二種荷主               |  |  |
| 物流統括管理者の役職名・氏名 | 役職名 専務執行役員<br>氏 名 統括一郎                                                                                |  |  |
| 作成担当者連絡先       | 所在地 〒1008926<br>東京都千代田区霞が関2-1-2<br>職名 物流本部長<br>氏名 連絡 花子<br>電話番号 (12-3456-7890 )<br>メールアドレス abcdefg.jp |  |  |
| 計画期間           | (2026 ) 年度 ～ (2030 ) 年度 <input type="checkbox"/> 計画内容の変更有り                                            |  |  |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「特定荷主番号」の欄には、荷主事業所管大臣が付与する番号を記入すること。
- 3 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 4 「区分」の欄について、該当箇所をチェックを入れること。
- 5 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

### II 運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

#### 1. 特定第一種荷主

##### 1-1 計画内容

| 実施措置              | 計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）                                                                                                    | 実施時期          |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 関係部門間の連携強化        | 調達・生産・販売と物流部門の連携を促進し、需要変動に応じた出荷量の平準化やリードタイム短縮を図る。具体的には、物流部門が販売計画や生産計画に開示し、効率的なロット出荷や、積み合わせを考慮した荷姿の設定（荷姿の標準化）を行う。        | 2026年度～2030年度 |
| 調達物流の強化（ミルクランの実施） | 工場で見込まれる部品について、複数の部品メーカーを回り調達集荷するミルクランを行っている。施行中であるが、物流部門が販売計画や生産計画にも範囲を広げ、積載率を60%から100%に近づける。                          | 2026年度～2030年度 |
| 配送ルートの見直し         | 月ごとの販売計画に基づき生産台数が増えるため、毎日トラックの積載率が高くなるべく100%になるよう、配車計画（車両手配・集配計画）を工夫・改善することにより、配送ルートの見直しを行っている。この取組を継続する。               | 2026年度～2030年度 |
| 配車管理システムの継続活用     | 自社グループの物流子会社において、配車管理システムを導入し、積載効率80%以上を継続している。今後も同システムを継続活用し、高い積載率を維持する（効率化を促進しているため、その状態を継続）。新機種の追加やAIによるルート最適化も検討する。 | 2026年度～2030年度 |
|                   |                                                                                                                         |               |

##### 1-2 その他運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

当社は、3年前から積載効率向上に向け主要施策を考案・実施してきた。引き続きグループ会社を含め、戦略として効率化に取り組む。国の判断基準に沿った取組（リードタイムの確保、出荷量の平準化、経路最適化等）を維持することで、運送契約ごとの重量最大化を継続して達成している。今後も業界自主行動計画に則りホフイト物流推進に貢献する。

備考 1-2には、1-1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

# 中長期計画提出後の注意点

## ○ 提出した書類の審査状況等の確認方法について

提出した書類に関して、提出先にお問い合わせいただくことが多数ありますが、まずは以下の画面から自社の手続きのステータスについて確認いただけます。

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 到達番号  | 20260317111209642e                                                      |
| 法人名   | サンプル法人名                                                                 |
| 申請者氏名 | サンプル 太郎                                                                 |
| 手続名称  | 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）／08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用） |
| 提出先組織 | 関東地方整備局,建政部,建設産業第一課                                                     |

ステータス：到達

到達／補正日  
2026年3月17日  
11時12分

審査開始

審査終了

手続終了

申請取下げ

申請取下げ

履歴一覧

「ステータス」が審査終了となっていれば、  
審査が終了した状態です

# 中長期計画提出後の注意点



Caution !

## ○ 提出した書類に対する国からの通知について

提出した書類に関して、審査が完了し、公文書の発出があるのは

「特定荷主の指定の届出」と「特定連鎖化事業者の指定届出」のみとなります

※「物流統括管理者の選任の届出」、「中長期計画」、「定期報告」については、手続きが完了しても、所管省庁から受理証明書などは届かないのでご了承ください

## ○ 本社所在地や代表取締役の変更等があった場合の手続きについて

既に提出した届出等において記載していた主たる事務所の所在地や代表者に変更があった場合においては、GビズIDの基本情報を変更いただくのみで結構です。



Caution !

これら(本社所在地、代表者氏名 等)の変更があった場合でも、

新たに「特定荷主の指定の届出」や「物流統括管理者の選任の届出」を

新しい内容で提出いただく必要や、変更届等をご提出いただく必要はありません。

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

申請案件に関する通知0

手続に関するご案内0

電子送達0

申請案件に関する通知一覧

提出先機関から届いた通知の一覧です。

絞込条件

1件

<< < 1 / 1 > >>

表示件数 20

関東経済産業局産業部流...

到達番号: 20260814103233226e

2026年8月14日 10時56分

補正

中長期計画の再提出依頼

株式会社いがぶ  
説明 太郎  
07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）／07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）



○ メッセージの本文にて、補正要求の内容が記載されておりますのでご確認ください。  
なお、補正指示をしている箇所以外は編集できない設定となっております。

中長期計画の補正要求

|        |                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本文     | 「II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量増加に関する計画」>「1. 特定第一種荷主」>「1-1 計画内容」の2項目目の内容が1項目目の内容と重複していますので見直し、修正をお願いします。 |
| 添付ファイル |                                                                                                     |
| 到達番号   | 20260814103047787e                                                                                  |
| 種別     | 補正                                                                                                  |
| 法人名    | 株式会社いがぶ                                                                                             |
| 申請者氏名  | 説明 太郎                                                                                               |
| 手続名称   | 07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）／07-04 特定荷主中長期計画書（経済産業省提出用）                                               |
| 発行日時   | 2026年8月14日 10時46分                                                                                   |
| 発出元    | 関東経済産業局産業部流通・サービス産業課                                                                                |
| 補正期限日付 | 2026年8月31日                                                                                          |

戻る

メッセージを保存

補正

## 電子システム使用の際のポイント

- 中長期計画の提出は、原則として、**「e-Gov電子申請システム」によるオンライン申請**にて行うようお願いします。
- 「手続選択」「提出先選択」「審査担当省庁」において選択する省庁は、**主たる事業を所管する省庁**となりますので、誤りのないよう十分に**ご確認**ください。
- 取組項目が6項目以上ある場合は、**6項目目以降の取組について別添様式にて記載の上、提出**してください。
- 入力時間が1時間を超えるとエラーが発生するため、**事前に入力内容を下書き**した上で入力してください。
- 審査省庁からの**差し戻しに対応できるよう、通知設定**を行ってください。

# 「差戻通知確認」の注意点

## ○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、以下のご対応をお願いいたします。

1 「**処理状況**」の画面から、定期的に手続の進捗状況を確認する

2 「**メッセージ通知**」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】

# 荷主企業による事例紹介

# 法制度に関するQ&A

## 1. 物効法 質疑応答 ①

**Q. 待機時間のスタートの基準を教えてください。例えば、開門前に並んでいる（待っている）時間は待機時間か。**

A. 荷主や集配・配達を行う場所の管理者等から到着時刻・時間帯の指示がない場合はドライバーが集荷場所等に到着した時間が荷待ち時間の起算点となりますが、指示があった場合は、指示時刻よりも前に到着した場合でも、到着時刻ではなく指示時刻が荷待ち時間の起算点となります。

指示時刻とは、荷主等が指示をし、トラック事業者と合意された時刻を指します。（続く）

## 1. 物効法 質疑応答 ①

**Q. 待機時間のスタートの基準を教えてください。例えば、開門前に並んでいる（待っている）時間は待機時間か。**

A. （続き）例えば、受付時間がトラック事業者に対して明示的に指示されており、特に反対の意思表示がない場合は到着時刻・時間帯の指示があったものと考えられますが、トラック事業者側が指示時刻等の改善を求めているにもかかわらず荷主等による改善が図られない場合などは、実質的に指示がないものと考えられ、到着時刻が荷待ち時間の起算点となる可能性があります。

**Q. 特定荷主以外にも「努力義務」があるが、努力しなかった場合、事業者にはどういう影響があるか。**

A. 物流効率化法では、第42条において荷主の努力義務を規定しております。ここでは特定荷主に限らず全ての荷主に対して荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上を求めているところです。

また、荷主事業所管大臣は同条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該措置の実施について必要な指導及び助言を行うことができます。（第44条）

## Q. 物効法の罰則規定が定められているのはどのような場合か。

A. 罰則規定が定められているのは以下に該当する場合です。

### ◆100万円以下の罰金（第75条）

- ▶ 特定事業者の取組が不十分であるときに当該措置を実施するべき旨の命令に違反した場合
- ▶ 特定荷主や特定連鎖化事業者が物流統括管理者を選任しない場合

### ◆50万円以下の罰金（第76条）

- ▶ 特定事業者の指定基準値を上回る事業者が、特定事業者の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合

## 1. 物効法 質疑応答 ③

### ◆50万円以下の罰金（つづき）

- ▶ 特定事業者が中長期計画を提出しない場合
- ▶ 特定事業者が定期報告を行わない又は虚偽の届出をした場合
- ▶ 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合
- ▶ 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合

### ◆20万円以下の過料（第80条）

- ▶ 特定荷主や特定連鎖化事業者が物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない又は虚偽の届出をした場合

## 2. 改正トラック法 質疑応答 ①

**Q. トラック適正化二法の委託次数制限について、具体的にどのように委託次数を調べて、是正指導をしているのか。**

A. 委託次数の制限については努力義務とされており、現時点においてトラック・物流Gメンは委託次数の制限違反そのものを対象とした是正指導は行っておりません。一方で、多重下請構造が疑われる事案については、運賃・料金の不当な据置きや取適法違反等の疑いがある場合に、実態の確認を行った上で、必要に応じて是正指導を実施し、その実効性の確保に取り組んでおります。

## 2. 改正トラック法 質疑応答 ②

**Q. 適正原価の設定に関する進捗状況を教えてほしい。**

A. 「適正原価の設定に向けた有識者検討会」の第1回が7月17日に、第2回が8月26日に開催されました。第2回の検討会においては各関係団体へのヒアリングや、前回にて指摘のあった点の掘り下げ、制度全般に関する検討がなされました。今後もおおよそ1ヶ月に1回の頻度で検討会は開催される予定で、年内の提言案のとりまとめを想定しています。その後、物流政策推進会議及び運輸審議会の審議を経て告示され、改正トラック法が公布された令和7年6月11日から3年以内に施行される予定となっています。

### 3. その他 質疑応答 ①

**Q. 法改正に対応すべく、社内管理体制を構築中だが、法律が複雑で官庁も複数にまたがり分かりにくい。国土交通省で一括して対応できないか。**

A.物流については、荷主の業種によって所管省庁が複数にまたがることから、物流効率化法に基づく手続きについては、複数の省庁への届出等についても、e-Gov電子申請システムにより一元的に対応できるよう整備・運用しております。

引き続き、関係省庁と連携しながら、説明会の開催、ガイドライン等の充実、相談窓口の運用等を通じ、できる限り分かりやすい情報発信に努めてまいります。

# 閉会のご案内

## 【事後アンケートへのご協力をお願い】 所要時間:3分～

Zoom退室時に表示される、簡単なアンケートにご協力ください。

次回以降に視聴したい内容や、法制度に関する質問を投稿することも可能です。  
メールアドレスをご登録いただくと、次回の開催情報をお届けいたします。



こちらからもアクセス可能です。

## 【目安箱のご紹介】

国土交通省では、「トラック・物流Gメン」が、悪質な荷主・元請事業者等の是正指導を行っています。  
荷主・元請事業者等による違反原因行為にお困りの場合や荷主等の無許可経営等原因行為の情報がございましたら、目安箱へお寄せください。

[自動車: 荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について - 国土交通省](#)

本オンライン説明会は毎月1回開催しています。

次回は **国土交通本省** が **10/16(金)** に開催します。

次回も是非ご参加ください。ご清聴ありがとうございました。